

CHINA REPORT

JBIC 中国レポート

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

INDEX

新公布法令・改正法令情報 2

投資関連制度情報 12

ネガティブリスト 2021 年度版の公布について

コラム — 名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一 23
中国経済の現状と 2022 年の政策動向

コラム — キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄 44
— 中国憲法前文から中国という国家を知る —

新公布法令・改正法令情報

主な新公布法令【1】

(2021 年 10 月から 2021 年 12 月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

・ 会社設立・M&A

法令名：	外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）		
公布部門：	発展改革委員会・商務部	文書番号：	商務部令 2021 年第 47 号
公布日：	2021 年 12 月 27 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	2020 年 6 月 23 日に国家発展改革委員会及び商務部が發布した 2020 年版「外商投資参入許可ネガティブリスト」は、2022 年 1 月 1 日から廃止する。		
法令名：	自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）		
公布部門：	発展改革委員会・商務部	文書番号：	商務部令 2021 年第 48 号
公布日：	2021 年 12 月 27 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	2020 年 6 月 23 日に国家発展改革委員会及び商務部が發布した 2020 年版「自由貿易試験区ネガティブリスト」は、2022 年 1 月 1 日から廃止する。		
法令名：	中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおいて関係する行政法規規定の実施を一時的に調整することに同意することに関する国務院の回答		
公布部門：	国務院	文書番号：	国発[2021]115 号
公布日：	2021 年 11 月 9 日	施行日：	—
概要等：	「国際海運条例」第 22 条第 2 項及び「国内水路運送管理条例」第 11 条の関係規定の実施を一時的に調整し、中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおいて条件に適合する外国、香港特別行政区及びマカオ特別行政区の国際コンテナ定期便会社が、その全額出資又は持株保有する中国国旗		

¹ 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「—」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009 年 7 月 1 日、施行日：2008 年 1 月 1 日（遡及適用）。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

	以外の国際航行船舶を利用して、大連港、天津港、青島港及び上海港洋山港区の間で、上海港洋山港区を国際中継港とする対外貿易コンテナの沿海分配業務試行を展開することを許可する。		
法令名：	ビジネス環境イノベーション試行業務の展開に関する国務院の意見		
公布部門：	国務院	文書番号：	国発[2021]24 号
公布日：	2021 年 10 月 31 日	施行日：	—
概要等：	第 1 期の試行都市は、北京、上海、重慶、杭州、広州及び深圳の 6 都市である。データの安全を確保するという前提の下、東アジア地区の主たる貿易パートナーの通関ポート間の関連書類のネットワーク検査を推進する。区域通関利便化の協力を推進し、広東・香港・マカオ大湾区の「組合港」、「一港通」等の改革の展開を模索する。鉄道、道路、水路、航空等の運送段階の情報の連携・共有を推進し、輸送力情報の調査可能化及び貨物全過程のリアルタイム追跡を実現し、複合一貫輸送の利便化水準を向上させる。		

・ 税関管理

法令名：	2022 年版「HS コード」改訂目録中国語版の発布に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年 78 号
発布日：	2021 年 10 月 8 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	国際貿易の発展に適応するため、世界税関機構は、2022 年版「統一システム」改訂目録を発表しており、これは 2022 年 1 月 1 日に発効する。「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の締約国の義務を履行し、かつ、新版「HS コード」の中国での有効な実施を保証するため、ここに 2022 年版「HS コード」改訂目録中国語版を公布する。		
法令名：	企業グループ加工貿易監督管理モデルの全面的普及に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年 80 号
公布日：	2021 年 10 月 9 日	施行日：	2021 年 10 月 15 日
概要等：	企業グループ加工貿易監督管理モデルを適用する場合には、加工貿易保税材料については、グループ内の企業間で流通使用することができる。グループ内の企業間で外注加工業務をするにあたっては、税関に対し備案手続をしないものとし、そのうちのすべての工程で外注加工をする場合には、税関に対し担保を提供しない。企業は、規定に従い貨物集配記録を保存しなければならない。		
法令名：	「税関高級認証企業標準」の公布に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年 88 号

公布日：	2021 年 11 月 1 日	施行日：	2021 年 11 月 1 日
概要等：	「税関登録登記及び備案企業信用管理弁法」(税関総署令第 251 号)に付帯して執行される「高級認証企業標準」(汎用標準及び輸出入貨物の荷受人・荷受人、通関申告企業、対外貿易総合サービス企業、クロスボーダー電子商取引プラットフォーム企業、出入境速配運営者、水運物流運送企業、道路物流運送企業及び航空物流運送企業の単項標準を含む。)を発行する。		
法令名：	「税関通関申告単位備案管理規定」の公布に関する令		
公布部門：	税関総署	文書番号：	253 号令
公布日：	2021 年 11 月 19 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	輸出入貨物の荷受人・荷送人及び通関申告企業は、備案を申請する場合には、市場主体資格を取得しなければならず、そのうち、輸出入貨物の荷受人・荷送人が備案を申請する場合には、更に対外貿易経営者の備案も取得しなければならない。通関申告単位は、備案を申請する際には、税関に対し「通関申告単位備案情報表」を提出しなければならない。2014 年 3 月 13 日税関総署令第 221 号により公布され、2017 年 12 月 20 日税関総署令第 235 号により改正され、2018 年 5 月 29 日税関総署令第 240 号により改正された「税関通関申告単位登録管理規定」及び 2015 年 2 月 15 日原国家品質監督検査検疫総局令第 161 号により公布され、2016 年 10 月 18 日原国家品質監督検査検疫総局令第 184 号により改正され、2018 年 4 月 28 日税関総署令第 238 号により改正され、2018 年 5 月 29 日税関総署令第 240 号により改正された「出入境検査検疫検査申告企業管理弁法」は、これを同時に廃止する。		
法令名：	『『地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定』項目下の輸出入貨物原産地管理弁法』の公布に関する税関総署の令		
公布部門：	税関総署	文書番号：	令 255 号
公布日：	2021 年 11 月 23 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	中華人民共和国と「協定」の他の成員との間の「協定」の項目下の輸出入貨物原産地管理に適用する。原産資格を備え、輸入成員の「特別貨物リスト」に掲載されている貨物については、輸出成員の価値成分が 100 分の 20 を下回らない場合には、その「協定」項目下の原産国(地域)は、これを輸出成員とする。前項所定の輸出成員の価値成分は、第 7 条の規定に従い計算しなければならない。その他の成員が生産した材料は、一律に非原産材料とみなす。		
法令名：	「税関の審査承認を経た輸出業者管理弁法」の公布に関する税関総署の令		
公布部門：	税関総署	文書番号：	令 254 号
公布日：	2021 年 11 月 23 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日

概要等：	審査承認を経た輸出業者は、税関の審査承認を経た輸出業者管理情報化システムを通じて原産地声明を発行しなければならない。かつ、その発行した原産地声明の真実性及び正確性に対し責任を負わなければならない。審査承認を経た輸出業者がこの弁法により発行した原産地声明は、その他の締約国に対し関連する優遇貿易協定項目の優遇待遇の享受を申請するのに用いることができる。審査承認を経た輸出業者の認定にかかる有効期間は、3 年とする。審査承認を経た輸出業者は、有効期間満了前 3 か月内に、主管税関に対し書面により更新を申請することができる。各回の更新の有効期間は、3 年とする。		
法令名：	税関の税金担保改革の深化に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年 100 号
公布日：	2021 年 11 月 24 日	施行日：	2021 年 12 月 1 日
概要等：	既にネットワークに接続している金融機関が税関に伝送した保証状及び保険証券の電子データは原本と同等の効力を有し、税関は、原本の検査を行わない。ネットワークに接続していない金融機関は、企業に対し保証状又は保険証券の原本を発行しなければならない。施行前に既に備案され、かつ、有効期間にある保証状及び保険証券については、元の備案用途に従い担保通関業務を取り扱うことができる。この公告が税関総署公告 2017 年第 45 号及び税関総署/銀保監会公告 2018 年第 155 号と一致しない場合には、この公告を基準とする。税関総署公告 2018 年第 215 号は、同時にこれを廃止する。		
法令名：	「地域的な包括的経済連携協定」の実施にかかる関連事項に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年 106 号
公布日：	2021 年 12 月 14 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	「協定」の発効前に既に他の加盟国から輸出され、まだ中国に到着していない移動中の貨物について、輸入者が 2022 年 6 月 30 日までに税関に対し有効な原産地証明書を提出した場合には、「協定」項目下の協定税率の享受を申請することができる。「協定」の発効前に既に中国から輸出され、まだ他の加盟国に到着していない移動中の貨物について、2022 年 6 月 30 日までに、申請者は、「弁法」の規定に基づき原産地証書の補充発行を申請することができ、認可を経て輸出業者は、原産地声明を発行することができる。		
法令名：	2022 年関税調整方案の執行に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年 119 号
公布日：	2021 年 12 月 27 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	協定の「関税差異」等の条項の規定に従い、輸入貨物の RCEP 原産国に基づき、RCEP 項目におけるその他の発効済みの締約国に対する我が国		

の相応する協定税率を適用する。同時に、輸入貨物の荷受人又はその代理人（以下「輸入者」という。）が RCEP 項目におけるその他の発行済みの締約国に対する我が国の最高協定税率の適用を申請することを許可し、輸入者が関連証明を提供することができる場合には、当該輸入者が当該貨物の生産に関連するその他の発効済みの締約国に対する我が国の最高協定税率の適用を申請することを許可する。	
法令名：	「輸出許可証管理貨物目録（2022 年）」の公布に関する公告
公布部門：	商務部・税関総署
公布日：	2021 年 12 月 31 日
概要等：	2022 年に許可証管理を実施する輸出貨物は 43 種類とする。詳細は目録を参照する。対外貿易経営者が目録に記載された貨物を輸出する場合には、商務部又は商務部が委託した地方商務主管部門に対して、「中華人民共和国輸出許可証」（以下「輸出許可証」という。）の取得を申請しなければならない。輸出許可証により税関に対し通関検査手続をしなければならない。
法令名：	「輸入許可証管理貨物目録（2022 年）」の公布に関する公告
公布部門：	税関総署
公布日：	2021 年 12 月 31 日
概要等：	「対外貿易法」、「貨物輸出入管理条例」、「オゾン層破壊物質管理条例」、「貨物輸入許可証管理弁法」、「機電製品輸入管理弁法」、「重点中古機電製品輸入管理弁法」等の法律、行政法規及び規則により、「輸入許可証管理貨物目録（2022 年）」を公布し、2022 年 1 月 1 日より執行する。商務部・税関総署公告 2020 年第 72 号は、同時にこれを廃止する。

・外貨管理

法令名：	新型オフショア国際貿易発展の支持に関する問題に関する中国人民銀行及び国家外貨管理局の通知	
公布部門：	中国人民銀行・国家外貨管	文書番号：銀発[2021]329 号
公布日：	2021 年 12 月 23 日	施行日： 2022 年 1 月 24 日
概要等：	内部統制制度が完備し、オフショア転売取引業務の実際の需要を有する多国籍企業は、「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」（匯發[2019]7 号文書により印刷發布）において定められた条件及び手続に従い、オフショア転売取引業務を含む経常項目資金集中受払及びネットイング決済業務の展開を申請することができる。「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」第 24 条等の規定がこの通知の内容と一致しない場合には、この通知を基準とする。	
法令名：	「外貨市場取引行為規範指針」の印刷發布に関する国家外貨管理局の通知	

公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯発[2021]34 号
公布日：	2021 年 11 月 26 日	施行日：	2022 年 1 月 2 日
概要等：	この指針は、外貨市場において展開される取引及び市場参与者と外貨市場に依拠して顧客との間で発生する取引に適用する。この指針において「顧客」とは、市場参与者が外貨取引及び取引後の関連サービスを提供する対象機構並びに市場参与者と店頭で外貨取引を行う企業等の機構をいう。		

・ 税務・会計

法令名：	海南自由貿易港原料・補助材料「ゼロ関税」政策の調整に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知		
公布部門：	財政部・税関総署・税務総局	文書番号：	財関税[2021]49 号
発布日：	2021 年 12 月 24 日	施行日：	2021 年 12 月 24 日
概要等：	生鮮キャッサバ、塩化ビニル、航空エンジン部品等の 187 品目の商品を海南自由貿易港「ゼロ関税」原料・補助材料リストに追加する。具体的な範囲については、付属書を参照する。原料・補助材料「ゼロ関税」政策のその他の内容については、引き続き「海南自由貿易港原料・補助材料『ゼロ関税』政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知」（財関税[2020]42 号）の関係規定を執行する。		
法令名：	「輸出入税則（2022）」の発布に関する国务院関税税則委員会の公告		
公布部門：	国务院関税税則委員会	文書番号：	税委公告[2021]10 号
発布日：	2021 年 12 月 30 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	「輸出入関税条例」及び関連規定に基づき、「輸出入税則（2022）」を公布し、2022 年 1 月 1 日から実施する。法律、行政法規等に輸出入関税税目及び税率の調整について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。		
法令名：	重大技術装備にかかる輸入租税政策に係る目録を調整することに関する 5 部門の通知		
公布部門：	工業及び情報化部・財政部・税関総署・国家税務総局・国家エネルギー局		
文書番号：	工信部聯重装[2021]198 号		
発布日：	2021 年 12 月 10 日	施行日：	2022 年 1 月 1 日
概要等：	「国が発展を支持する重大技術装備及び製品目録（2021 年版）」、「重大技術設備及び製品の輸入基幹部品及び原材料商品目録（2021 年版）」及び「輸入につき免税としない重大技術装備及び製品目録（2021 年版）」は、2022 年 1 月 1 日より執行する。「重大技術装備にかかる輸入租税政策に係る目録を調整することに関する財政部、工業及び情報化部、税関総署、税務総局及びエネルギー局の通知」（財関税[2019]38 号）は、同時にこれを廃止する		

・その他

法令名：	石炭火力発電の電気卸売価格市場化改革の更なる深化に関する国家発展改革委員会の通知		
公布部門：	国家発展改革委員会	文書番号：	发改価格[2021]1439 号
公布日：	2021 年 10 月 11 日	施行日：	—
概要等：	石炭火力発電の市場取引価格の変動範囲を現行の、値上幅は 10%を超えず値下幅は原則として 15%を超えないことから、上下の変動が原則としていずれも 20%を超えないものへと拡大する。高エネルギー消費企業の市場取引電力価格は、値上幅が 20%を超えないという制限を受けない。電力スポット価格は、上記の幅の制限を受けない。		
法令名：	適格国外機関投資家及び人民元適格国外機関投資家が金融デリバティブ商品取引に参加することに関する公告		
公布部門：	証監会	文書番号：	公告[2021]24 号
公布日：	2021 年 10 月 13 日	施行日：	2021 年 11 月 1 日
概要等：	適格国外投資家が国務院又は中国証監会により設立を認可された先物取引所において上場・取引される商品先物、商品オプション、株価指数オプション契約を取引することを新たに追加して許可する。株価指数オプションへの参加の取引目的は、ヘッジ取引に限る。		
法令名：	法による証券先物業種仲裁試行の展開に関する意見		
公布部門：	証監会	文書番号：	公告[2021]25 号
公布日：	2021 年 10 月 15 日	施行日：	—
概要等：	証券先物業種が活発な北京、上海及び深圳の三地の仲裁機構内部において証券先物仲裁院（センター）の建設を組織し、専門的な仲裁規則を適用し、資本市場で生ずる証券先物紛争を専ら処理させることの試行を支持し、及び推進する。資本市場監督管理機構及び自律組織は、専門的な支援を提供する。仲裁院（センター）の仲裁範囲を画定する。仲裁範囲には、証券先物契約紛争その他財産権益紛争を含み、かつ、証券先物民事賠償紛争を仲裁範囲に組み入れることを明確にする。		
法令名：	中共中央及び国務院の印刷発布による「国家標準化発展綱要」		
公布部門：	中共中央・国務院	文書番号：	—
公布日：	2021 年 10 月 10 日	施行日：	—
概要等：	中国標準と国際標準体系との互換性を推進する。標準制度型の開放を推進し、外商投資企業が法により標準制定に参加することを保障する。企業、社会团体、科学研究機構等が各種の国際的な専門標準組織に積極的に参加することを支持する。国際的な専門標準組織が中国に拠点を構えることを支持する。		

法令名：	2030 年までの炭素排出ピークアウト行動方案の印刷発布に関する国务院の通知		
公布部門：	国务院	文書番号：	国発[2021]23 号
公布日：	2021 年 10 月 24 日	施行日：	—
概要等：	モーター、ファン、ポンプ、コンプレッサー、変圧器、熱交換器、工業ボイラー等の設備を重点とし、エネルギー効率標準を全面的に引き上げる。エネルギー効率を志向するインセンティブ・拘束メカニズムを確立し、先進的で高効率な製品・設備を普及させ、立ち遅れた非効率な設備の淘汰を加速させる。電力、水素エネルギー、天然ガス、先進バイオ液体燃料等の新エネルギー及びクリーンエネルギーの交通運送分野での応用を積極的に拡大する。		
法令名：	「環境保護総合リスト（2021 年版）」の印刷発布に関する通知		
公布部門：	生態環境部弁公庁	文書番号：	環弁綜合函[2021]495 号
公布日：	2021 年 10 月 25 日	施行日：	—
概要等：	「リスト（2021 年版）」には、「二高」（訳注：高汚染、高環境リスク）製品リスト及び環境保護重点設備リストを含み、932 件の「二高」製品、159 件の製品除外プロセス及び 79 件の環境保護重点設備である。932 件の「二高」製品のうち、「高汚染」特性を持つ製品が 326 件、「高環境リスク」特性を持つ製品が 223 件、「高汚染」及び「高環境リスク」の二重特性を持つ製品が 383 件である。		
法令名：	『第 14 次 5 か年計画』全国クリーナプロダクション推進方案の印刷発布に関する国家発展改革委員会等の部門の通知		
公布部門：	国家発展及び改革委員会・生態環境部・工業及び情報化部・科技部・財政部住宅及び都市農村建設部・交通運送部・農業農村部・商務部・市場監督管理総局		
文書番号：	発改環資[2021]1524 号		
公布日：	2021 年 10 月 29 日	施行日：	—
概要等：	生態環境の影響が大きく、製品のかかわる範囲が広く、業種関連度が高い業界において、工業製品生態（グリーン）設計モデル企業を創設し、業種グリーン設計ルートを模索する。軽量化、無害化、省エネルギー、資源節約、製造容易、回収容易、高信頼性、長寿命等の基幹グリーン設計技術応用モデルを重点的に実施し、100 社の工業製品生態（グリーン）設計モデル企業を育成・発展させ、100 項目のグリーン設計評価標準を制定・改正し、多数種類のグリーン製品を普及させる。		

法令名：	『第 14 次 5 か年計画』電子商取引発展計画』の印刷発布に関する商務部、中央ネットワーク安全・情報化指導グループ弁公室及び発展改革委員会の通知		
公布部門：	商務部・中央ネットワーク安全・情報化指導グループ弁公室・発展改革委員会		
文書番号：	商電発[2021]191 号		
公布日：	2021 年 10 月 9 日	施行日：	—
概要等：	電子商取引企業が遠隔オフィス、クラウド展覧会、非接触サービス、従業員の共用等のデジタル化運営モデルを積極的に発展させ、電子発票、電子契約、電子ファイル、電子送状等の商業活動における応用水準を絶えず向上させることを奨励する。産業チェーンの川上・川下企業が電子商取引プラットフォームに基づき注文書、生産能力、物流、ルート等の資源整合及びデータ共有を加速させることを支持する。		
法令名：	『第 14 次 5 か年計画』対外貿易高品質発展計画』の印刷発布に関する商務部の通知		
公布部門：	商務部	文書番号：	—
公布日：	2021 年 11 月 18 日	施行日：	—
概要等：	良質な消費財の輸入を奨励し、先進技術、重要設備及び基幹部品の輸入を拡大し、エネルギー資源製品及び国内で非常に不足している農産物の輸入を増やす。環境保護、新エネルギー等のグリーン低炭素製品の輸出入を推進し、国際合作に積極的に参与する。貿易融資、クロスボーダー支払い等の金融サービスのオンライン化シーンの応用を推進する。貿易分野におけるブロックチェーン技術の運用を加速させ、サービス及び監督管理の機能を高める。		
法令名：	保険集团公司監督管理弁法		
公布部門：	中国銀行保険監督管理委員会	文書番号：	2021 年第 13 号令
公布日：	2021 年 11 月 24 日	施行日：	2021 年 11 月 24 日
概要等：	保険集团公司は、その保険子会社に対してのみ担保を提供することができかつ、保険集团公司及びその子会社の対外担保の残高は、当該会社の前年度末の純資産の 10%を超えてはならない。保険集团公司及びその子会社は、連結財務諸表監督管理の範囲に組み入れられなければならない。		
法令名：	動産及び権利担保統一登記弁法		
公布部門：	中国人民銀行	文書番号：	[2021]第 7 号令
公布日：	2021 年 12 月 28 日	施行日：	2022 年 2 月 1 日
概要等：	動産及び権利担保の統一登記の範囲に組み込む担保類型には以下を含む。 (一) 生産設備、原材料、半製品、製品の質入れ (二) 売掛金の質入れ (三)		

入金伝票、倉庫伝票、船荷証券の質入れ（四）ファイナンスリース（五）ファクタリング（六）所有権留保（七）その他の登記可能な動産及び権利担保。ただし、自動車の質入れ、船舶の質入れ、航空機の質入れ、債券の質入れ、基金持分の質入れ、持分の質入れ、知的財産権における財産権の質入れを除く。「未収債権質権設定登記弁法」（中国人民銀行令[2019]第 4 号により発布）は、同時にこれを廃止する。

投資関連制度情報

ネガティブリスト 2021 年版の公布について

「外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」及び「自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」、いわゆる外商投資ネガティブリストが国家發展改革委員会及び商務部により公布された（それぞれ第 47 号令・第 48 号令により 2021 年 12 月 27 日発布、2022 年 1 月 1 日施行）。

本稿では、外商投資ネガティブリストについて、2019 年－2021 年【2】の改訂を説明する。

第一、ネガティブリストについて

一、ネガティブリストの沿革

1. 「外商投資産業指導目録」

1995 年、「外商投資産業指導目録」（以下「指導目録」という。）が制定され、奨励類、制限類及び禁止類が記載された。指導目録については、2017 年改訂により、「外商投資参入許可特別管理措置」を組み込む方式で、制限類及び禁止類をネガティブリストとして整備した。制限類及び禁止類は、2018 年改訂により、指導目録から独立したネガティブリストになった。指導目録は 2019 年改訂により「奨励外商投資産業目録（2019 年版）」という名称に変更された【3】。

2. 外商投資におけるネガティブリスト管理制度の法律根拠

「外商投資法」が 2019 年 3 月 15 日に全人代により公布され（主席令第 26 号）、2020 年 1 月 1 日より施行された。「外商投資法」第 4 条は外商投資に対し、参入許可前内国民待遇とネガティブリスト管理制度の実施を規定した。

第 4 条 国は、外商投資について参入許可前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。

前項において「参入許可前内国民待遇」とは、投資参入許可の段階において外国投資家及びその投資に中国の投資家及びその投資を下回らない待遇を与えることをいい、「ネガティブリスト」とは、国が特定分野において外商投資に対し実施する旨を定めた参入許可特別管

2 ネガティブリストの制度沿革及び 2018 年改訂について、「JBIC 中国レポート 2018 年度第 2 号」10 頁参照。

3 「奨励外商投資産業目録（2019 年版）」は国家發展及び改革委員会及び商務部令第 27 号により公布、同年 7 月 30 日施行。2017 年 6 月 28 日に発布した「外商投資産業指導目録（2017 年改正）」における奨励類及び 2017 年 2 月 17 日に発布した「中西部地区外商投資優勢産業目録（2017 年改正）」は、同時にこれらを廃止する。

理措置をいう。国は、ネガティブリスト以外の外商投資に対し、内国民待遇を与える。

ネガティブリストは、国務院がこれを発布し、又は発布を承認する。

中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約又は協定に、外国投資家の参入許可待遇についてより優遇された規定がある場合には、関連規定に従い執行することができる。

二、ネガティブリストの種類

1. 外商投資にかかわるネガティブリスト

①「外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下「全国版ネガティブリスト」という。）は、中国全土の外商投資に適用する。

②「自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下「自由貿易区ネガティブリスト」という。）は、自由貿易区の外商投資に適用する。

「外商投資法」

第 13 条 国は、必要に基づき、特殊経済区域を設立し、又は一部の地区において外商投資の試験的な政策措置を実行し、外商投資を促進し、対外開放を拡大する。

第 28 条 外商投資参入許可ネガティブリストにおいて投資を禁止する旨を定める分野について、外国投資家は、投資してはならない。

外商投資参入許可ネガティブリストにおいて投資を制限する旨を定める分野について、外国投資家は、投資を実行するにあたり、ネガティブリストの定める条件に適合しなければならない。

外商投資参入許可ネガティブリスト以外の分野については、内外資一致の原則に従い管理を実施する。

③「海南自由貿易港外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）」は、海南島の外商投資に適用する。「海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」は海南島において、海外サービス提供者がクロスボーダー方式によりサービスを提供する時に適用する。

「海南自由貿易港法」

第 17 条 海南自由貿易港は、クロスボーダーサービス貿易について、ネガティブリスト管理制度を実行し、かつ、付帯する資金支払い及び移転制度を実施する。リスト以外のクロスボーダーサービス貿易については、内外一致の原則に従い管理する。

海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストは、国務院の商務主管部門が国務院の関係部門及び海南省と共同して制定する。

第 19 条 海南自由貿易港は、外商投資について参入許可前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。海南自由貿易港に特別に適用する外商投資参入許可ネガティブリストは、国務院の関係部門が海南省と共同して制定し、国務院に報告して承認を受けた後に発布する。

2. 外資を含むすべての企業に適用する全国的に統一された「市場参入許可ネガティブリスト」

「市場参入許可ネガティブリストの実行に関する国務院の意見」（国発〔2015〕55 号、2015 年 12 月 1 日施行）

「市場参入許可ネガティブリスト制度」とは、国務院がリストの方式により中華人民共和国の境内において投資経営を禁止及び制限する業種、分野、業務等を明確に列挙し、各級政府が法により相応する管理措置を講ずる一連の制度手配である。市場参入許可ネガティブリスト以外の業種、分野、業務等については、各種市場主体は、いずれも法により平等に参入することができる。

（六）類別

市場参入許可ネガティブリストには、参入許可の禁止類、参入許可の許可類が含まれ、各種の市場主体の自由意思に基づく初期投資、拡大投資、買収投資等の投資経営行為及びその他の市場参入行為に適用する。参入許可を禁止する事項について、市場主体は参入してはならず、行政機関は審査認可又は審査承認をしてはならず、関係手続をしてはならない。参入を許可する事項については、市場主体が申請を提出し、行政機関が法令に従って参入を許可するか否かを決定するか、又は市場主体が政府の規定する参入許可条件及び参入許可方式により規則に適合して参入する。市場参入許可ネガティブリスト以外の業種、分野、業務等については、各種市場主体は、いずれも法により平等に参入することができる。

3. 各ネガティブリストの改訂履歴

名称	制定	修正	備考
外商投資参入許可特別管理措置 （ネガティブリスト）	2018 年	2019 年 2020 年 2021 年	2021 年版は 2022 年 1 月 1 日より施行
自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）	同上	同上	同上

市場参入許可ネガティブリスト	2018 年	2019 年 2020 年	「市場参入許可ネガティブリスト（2021 年公開意見募集稿）」は 2021 年 10 月 8 日—10 月 14 日に意見募集を行った。
海南自由貿易港外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）	2020 年	--	2021 年 2 月 1 日より施行
海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）	2021 年	--	2021 年 8 月 26 日より施行

第二、2021 年版外商投資ネガティブリストのポイント

一、サービス業の開放

2021 年 3 月 5 日、李克強総理は、政府業務報告において次のように提起した「積極的かつ有効に外資を利用する。外資参入許可のネガティブリストをより一層削減する。サービス業の秩序ある開放を促進し、サービス業の開放拡大にかかる総合試行を増設し、クロスボーダーサービス貿易のネガティブリストを制定する。」。

2021 年 6 月 17 日、国家發展改革委員会は、定例記者会見において「現在、我々は関係部門と共同で 2021 年版的な外商投資参入許可ネガティブリストを検討・制定しているところであり、ネガティブリストをより一層縮小し、サービス業等の分野の開放拡大を進め、高いレベルでの開放によって経済の質の高い発展を促進していく」とした。^{【4】}

2021 年版的な自由貿易試験区ネガティブリストにおいては、サービス業の参入許可について緩和が行われ、「社会調査への投資を禁止する」ことがなくなり、外商が中外合資の方式で社会調査への投資に参加することを許可し、その条件は「社会調査の中国側の持分比率が 67%を下回らず、法定代表者が中国国籍を有すること」とされた。

二、製造業の開放

2021 年 12 月 8 日、国家發展改革委員会及び工業・情報化部が「工業経済運行を奮起させ、工業の高品質の発展を推進することにかかる実施方案に関する国家發展改革委員会及び工業及び情報化部の通知」（发改産業〔2021〕1780 号）を發布し、その中で「外資の利用水準を引き上げる。2021 年版的な外資参入許可ネガティブリストを出し、製造業等の分野の制限を更に緩和する。国際産業投資合作にかかる一連の活動を展開し、外資企業及び地方の意思疎通・交流プラットフォームを構築する。『外商投資を奨励する産業目録』を適時に修

⁴ http://www.china.com.cn/zhibo/content_77573235.htm

正し、外商が製造業に投資することを奨励する」ことを提起した。

2021 年版の自由貿易試験区ネガティブリストでは、既に製造業の条目がゼロになっている。2021 年版の全国版ネガティブリストのうち、製造業向けには、「出版物の印刷は、必ず中国側が持分支配しなければならない」及び「漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨等の漢方製剤技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する」の 2 つしか残っていない。

三、説明部分の追加条項

1. 第 1 条に「境内外の投資家には、『市場参入許可ネガティブリスト』の関係規定を統一適用する」ことが追加され、「市場参入許可ネガティブリスト」と外商投資ネガティブリストとの関係が明確になった。
2. 第 3 条が追加され、それぞれ「外商投資企業が中国の境内において投資するにあたっては、『外商投資参入許可ネガティブリスト』の関係規定に適合しなければならない」、「外商投資企業が自由貿易試験区内で投資するにあたっては、『自由貿易試験区ネガティブリスト』の関係規定に適合しなければならない」とされた。この条では、中国境内における外商投資企業の投資にも外資参入許可ネガティブリストを適用することが明確化されており、これは「外商投資法实施条例」第 47 条の規定と一致している。

第 47 条 外商投資企業が中国の境内において投資するにあたっては、外商投資法及びこの条例の関係規定を適用する。

3. 第 6 条が追加され、『外商投資参入許可ネガティブリスト』/『自由貿易試験区ネガティブリスト』において投資が禁止される分野の業務に従事する境内の企業が境外において株式を発行し、かつ、上場取引する場合には、国の関係する主管部門による審査確認・同意を経なければならない、また、境外の投資家は企業の経営管理に参加してはならず、その持分保有比率については境外の投資家による境内証券投資の管理に関する規定を参照して執行する」とされた。同時に、国家発展改革委員会の関係責任者は、記者の質問に答えて、これについて次のように解説している：上記の条項における「国の関係主管部門による審査確認・同意を経なければならない」とは、境内企業の境外における上場についての審査確認・同意についてはネガティブリストの禁止性規定を適用しないことをいうのであって、境内企業の境外における上場の活動そのものを審査確認することをいうのではない。国は、企業が法令に適合して国際・国内の 2 つの市場を選択して資金調達をし、健全かつ持続可能な発展を実現することを支持する。「境外の投資家による境内証券投資の管理に関する規定」とは、境外の投資家が適格国外機関投資家（QFII）、人民元適格国外機関投資家（RQFII）及び株券市場取引相互連結メカニズム等を通じて境内の証券市場に投資することに関連する規定をいう。現行の規定では、個別の境外投資家及びその関連者の投資比率は会社の株式

総数の 10%を超えず、すべての境外投資家及びその関連者の投資比率の合計は会社の株式総数の 30%を超えないことが求められている。ネガティブリストにおいて禁止される分野の業務に従事する、境内外において同時に上場している企業については、境外の投資家が保有する同一企業の境内外上場株式は、これを合算する。【5】

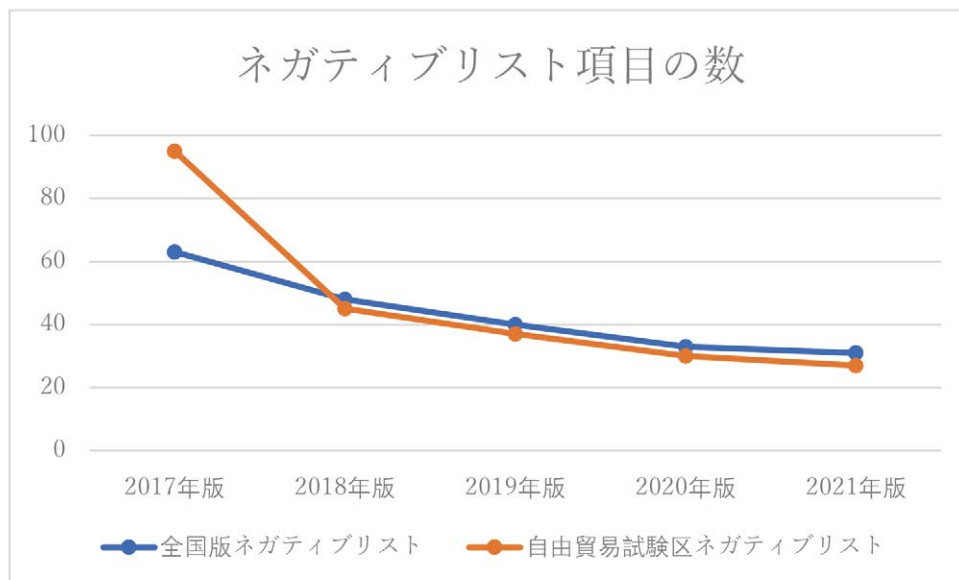
第三、ネガティブリスト 2019 年—2021 年の項目削減について

一、削減された項目の数

全国版ネガティブリスト（2019 年版）は、全国版ネガティブリスト（2018 年版）と比べて、48 項目から 40 項目に減少し、自由貿易試験区ネガティブリスト（2019 年版）は、自由貿易試験区ネガティブリスト（2018 年版）と比べて、45 項目から 37 項目に減少した。

全国版ネガティブリスト（2020 年版）は、全国版ネガティブリスト（2019 年版）と比べて、40 項目から 33 項目に減少し、自由貿易試験区ネガティブリスト（2020 年版）は、自由貿易試験区ネガティブリスト（2019 年版）と比べて、37 項目から 30 項目に減少した。

全国版ネガティブリスト（2021 年版）及び自由貿易試験区ネガティブリスト（2021 年版）は、それぞれ 33 項目から 31 項目、30 項目から 27 項目に減少した。



二、改訂内容

1. 全国版ネガティブリストの 2019—2021 年における改訂内容は下記のとおり。

⁵ http://www.gov.cn/zhengce/2021-12/28/content_5664882.htm

分野	2018 年版	2019 年版—2021 年版改訂
農業、林業、 牧畜業及び 漁業	小麦及びトウモロコシの新品種の選 択育成及び種子の生産は、必ず中国側 が持分支配しなければならない。	2020 年版より改訂： 小麦の新品種の選択育成及び種子 の生産にかかる中国側の持分比率 は、34%を下回らず、トウモロコシ の新品種の選択育成及び種子の生 産は、必ず中国側が株式支配しなけ ればならない。
採鉱業	石油及び天然ガス（炭層ガスを含み、 オイルシェール、オイルサンド、シェ ールガス等を除く。）の实地探査及び 開発は、合資又は合作に限る。	2019 年版より削除
	モリブデン、錫、アンチモン及び螢 石の实地探査及び採掘への投資を 禁止する。	2019 年版より削除
製造業	画仙紙及び墨の生産への投資を禁止 する。	2019 年版より削除
	放射性鉱産物の精錬及び加工並びに 核燃料の生産への投資を禁止する。	2020 年版より削除
	専用車及び新エネルギー自動車を除 き、自動車完成車を製造する中国側の 持分比率は 50%を下回らないものと し、同一の外商は国内において 2 社 以下の同類の完成車製品を生産する 合資企業を設立することができる。	2020 年版より改訂： 専用車、新エネルギー自動車及び商 用車を除き、自動車完成車を製造す る中国側の持分比率は 50%を下回 らないものとし、同一の外商は国内 において同類の完成車製品を生産 する 2 社以下の合資企業を設立す ることができる。 2021 年版より削除
	衛星テレビ・ラジオ地上受信機及び基 幹部品の生産	2021 年版より削除
電力、熱、 ガス及び水 の生産及び 供給業	都市人口 50 万以上の都市のガス、熱 及び給排水のパイプ網の建設及び経 営は、必ず中国側が持分支配しなけれ ばならない。	2019 年版より改訂： 都市人口 50 万以上の都市の給排水 パイプ網の建設及び経営は、必ず中 国側が持分支配しなければならない

		い。 2020 年版より削除
交通輸送、 倉庫貯蔵及 び郵政業	国内船舶代理会社は、必ず中国側が持 分支配しなければならない。	2019 年版より削除
	民用飛行場の建設及び経営は、必ず中 国側が相対的に持分支配しなければ ならない。	2020 年版より改訂： 民用飛行場の建設及び経営は、必ず 中国側が相対的に持分支配しなけ ればならない。外国側は、飛行場の 管制塔の建設及び運営に参加して はならない。
	航空交通管制への投資を禁止する。	
情報伝送、 ソフトウェア及び情報 技術サービ ス業	電信会社：中国が世界貿易機関に加盟 する際に開放を約束した電信業務に 限り、付加価値電信業務の外資の持分 比率は 50%を超えず（電子商取引を 除く。）、基礎電信業務は、必ず中国側 が持分支配しなければならない。	2019 年版より改訂： 電信会社：中国が世界貿易機関に加 盟する際に開放を約束した電信業 務に限り、付加価値電信業務の外資 の持分比率は 50%を超えず（電子商 取引、国内マルチ通信サービス、ス トアアンドフォワード類及びコー ルセンターを除く。）、基礎電信業務 は、必ず中国側が持分支配しなけれ ばならない。
金融業	証券会社の外資の持分比率は 51%を 超えず、証券投資基金管理会社の外資 の持分比率は 51%を超えない。	2020 年版より削除
	先物会社の外資の持分比率は、51%を 超えない。	2020 年版より削除
	生命保険会社の外資の持分比率は、 51%を超えない。	2020 年版より削除
リース及び 商務サービ ス業	市場調査は、合資又は <u>合作</u> に限るもの とし、そのうち、ラジオ・テレビの視 聴調査は、必ず中国側が持分支配しな ければならない。	2020 年版より改訂： 市場調査は、合資に限るものとし、 そのうち、ラジオ・テレビの視聴調 査は、必ず中国側が持分支配しなけ ればならない。
科学研究及 び技術サー ビス業	大地の測量、海洋の測量・製図、測量 製図・航空撮影、地上での移動測量、 行政区域境界線の測量・製図、地形図、	2020 年版改訂より追加： 鉱業権者がその鉱業権の範囲内に おいて業務を展開するにあたって

	世界行政区地図、全国行政地図、省級以下行政地図、全国性教学地図、地方性教学地図、トゥルー3D 地図及びナビゲーション電子地図の編成、区域性地質調査図、鉱産地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、リモートセンシング地質等の調査への投資を禁止する。	は、この特別管理措置の制限を受けない。
水利、環境及び公共施設管理業	国が保護する中国を原産とする野生動植物資源の開発への投資を禁止する。	2019 年版より削除
衛生及び社会業務	医療機構は、合資又は <u>合作</u> に限る。	2020 年版より改訂： 医療機構は、合資に限る。
文化、スポーツ及び娯楽業	映画館の建設及び経営は、必ず中国側が持分支配しなければならない。	2019 年版より削除
	公演仲立機構は、必ず中国側が持分支配しなければならない。	2019 年版より削除

2. 自由貿易区ネガティブリストの 2019－2021 年における改訂内容は下記のとおり。

分野	2018 年版	2019 年版－2021 年版改訂
農業、林業、牧畜業及び漁業	中国の管轄する海域及び内陸水域における水産品の捕獲への投資を禁止する。	2019 年版より削除
採鉱業	タングステン、モリブデン、錫、アンチモン及び螢石の实地探査及び採掘への投資を禁止する。	2019 年版より改訂： レアアース、放射性鉱産物及びタングステンの实地探査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。 (許可を経ない場合には、レアアース鉱区への進入又は鉱山地質資料、鉱石サンプル及び生産プロセス技術の取得を禁止する。)
	レアアースの实地探査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。(許可を経ない場合には、レアアース鉱区への進入又は鉱山地質資料、鉱石サンプル及び生産プロセス技術の取得を禁止する。)	
	放射性鉱産物の实地探査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。	
製造業	漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨等の漢方製剤技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品	2020 年版より削除

	の生産への投資を禁止する。	
	出版物の印刷は、必ず中国側が持分支配しなければならない。	2019 年版より削除
	画仙紙及び墨の生産への投資を禁止する。	2019 年版より削除
	専用車、新エネルギー自動車及び商用車を除き、自動車完成車を製造する中国側の持分比率は 50%を下回らないものとし、同一の外商は国内において同類の完成車製品を生産する 2 社以下の合資企業を設立することができる。(2022 年に乗用車の製造にかかる外資の持分比率の制限及び同一の外商は国内において同類の完成車製品を生産する 2 社以下の合資企業を設立することができるという制限を取り消す。)	2021 年版より削除
	衛星テレビ・ラジオ地上受信機及び基幹部品の生産	2021 年版より削除
電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業	都市人口 50 万異常の都市の給排水パイプ網の建設及び経営は、必ず中国側が持分支配しなければならない。	2020 年版より削除
交通輸送、倉庫貯蔵及び郵政業	国内船舶代理会社は、必ず中国側が持分支配しなければならない。	2019 年版より削除
	一般航空会社の法定代表者は、必ず中国国籍の公民が担任しなければならない。そのうち、農業、林業及び漁業の一般航空会社は合資に限り、その他の一般航空会社は中国側による持分支配に限る。	2020 年版より削除
	航空交通管制への投資を禁止する。	2020 年版より削除
リース及び商務サービス業	社会調査への投資を禁止する。	2021 年版より削除
金融業	証券会社の外資の持分比率は 51%を超えず、証券投資基金管理会社の外資の持分比率は 51%を超えない。	2020 年版より削除
	先物会社の外資の持分比率は、51%を超え	2020 年版より削除

	ない。	
	生命保険会社の外資の持分比率は、 51% を超えない。	2020 年版より削除
水利、環境 及び公共施設 管理業	国が保護する中国を原産とする野生動植物資源の開発への投資を禁止する。	2019 年版より削除
教育	就学前、普通高等学校及び高等教育機構は、中外合作学校運営に限るものとし、必ず中国側が主導しなければならない(校長又は主たる管理責任者は中国国籍を有し(かつ、中国の境内に定住し)なければならない。)、理事会、董事会又は連合管理委員会の中国側構成人員は 1/2 を下回ってはならない。)(外国の教育機構、その他組織又は個人は、中国公民を主たる学生募集の対象とする学校その他の教育機構(非学制類職業技能研修を含まない。)を単独で設立してはならない。ただし、外国の教育機構は、中国の教育機構と合作して中国公民を主たる学生募集の対象とする教育機構を運営することができる。)	2020 年版より改訂： 就学前、普通高等学校及び高等教育機構は、中外合作学校運営に限るものとし、必ず中国側が主導しなければならない(校長又は主たる管理責任者は中国国籍を有し(かつ、中国の境内に定住し)なければならない。)、理事会、董事会又は連合管理委員会の中国側構成人員は 1/2 を下回ってはならない。)(外国の教育機構、その他組織又は個人は、中国公民を主たる学生募集の対象とする学校その他の教育機構(非学制類職業研修機構及び学制類職業教育機構を含まない。)を単独で設立してはならない。ただし、外国の教育機構は、中国の教育機構と合作して中国公民を主たる学生募集の対象とする教育機構を設立・運営することができる。)
衛生及び社会業務	医療機構は、合資又は <u>合作</u> に限る。	2020 年版より改訂： 医療機構は、合資に限る。
文化、スポーツ及び娯楽業	映画館の建設及び経営は、必ず中国側が持分支配しなければならない。	2019 年版より削除

以上

—コラム 中国経済の現状と 2022 年の政策動向—

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一

はじめに

中国にとって、2021 年は第 14 次 5 ヶ年計画（2021～2025 年）がスタートし、7 月 1 日に共産党結党 100 周年を迎える節目の年となった。そして、2022 年は秋に最高指導部の人事や重点政策が決定される 5 年に 1 度の共産党大会という重要な政治日程を控えている。とりわけ同年は、習近平国家主席（総書記）の 3 期目続投が内外の注目を集めている。

この他にも、中国は北京冬季五輪の開催、対立が激化する米国との関係改善、2022 年 1 月 1 日から発効した「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」への対応や 2021 年 9 月 16 日に加盟申請を行った「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP 協定）」の加盟交渉等の政策課題を抱えている。そんな中国にとって、重要な政策課題である経済は現在、どのような状況にあり、また、2022 年にいかなる政策を推進しようとしているのであろうか。

本稿はこうした問題意識の下、まず、中国政府が公表した主要経済統計等を基に中国経済の現状を確認する。次に、その状況を踏まえて、中国が 2022 年に推進しようとしている政策を中央経済工作会議の結果等から考察する。その上で、2022 年の中国経済の見通しと政府の取り組みを検証していくことを目的とする。

1. 中国経済の現状

まず、2021 年の主要経済統計等を基に、中国経済の現状を GDP（国内総生産）、消費、投資、貿易に分けて、それぞれ確認しておこう。

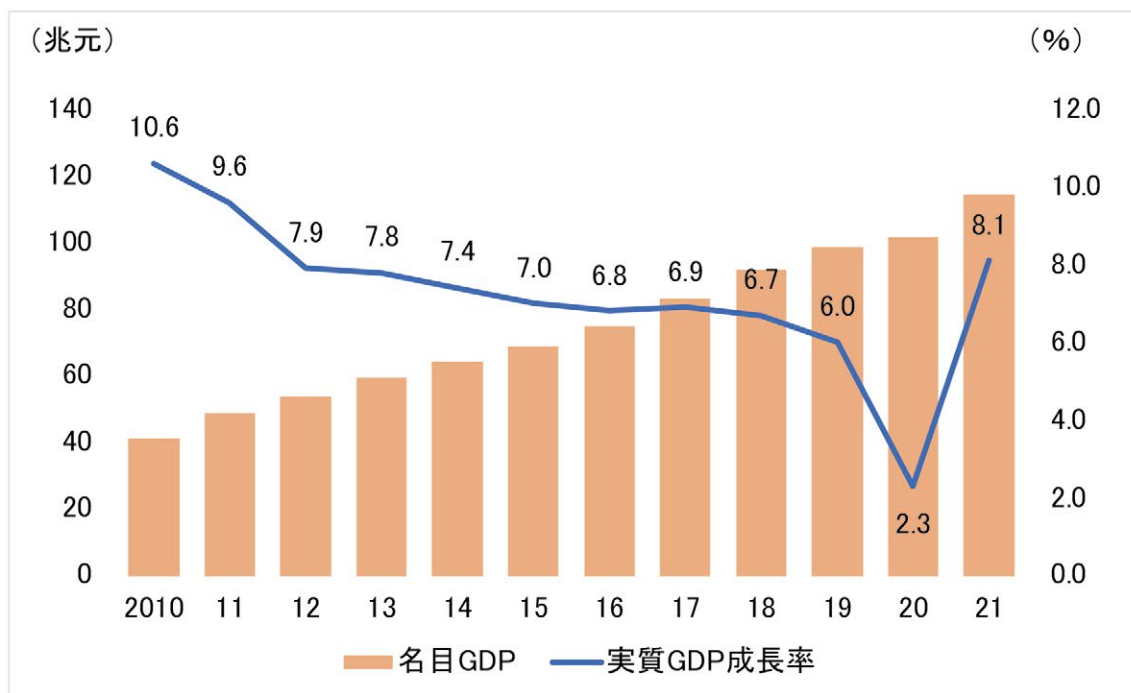
（1）GDP（国内総生産）

国家統計局の 2022 年 1 月 17 日の公表によれば、2021 年の名目 GDP（国内総生産）は 114 兆 3,670 億元（約 2,059 兆円、1 人民元＝約 18 円）、実質 GDP 成長率は前年比 8.1% 増となった。成長率は政府目標（6.0% 増以上）を上回り、2011 年（9.6% 増）以来 10 年ぶりに 8% 増を超えた（図表 1）。

ただし、これは新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大の影響を受けて、前年（2020 年）が 2.3% 増という低い伸び率にとどまったことに対する反動によるものだ。国家統計局は（2019 年比で）2020～2021 年の 2 年平均では 5.1% 増としている

【6】。総じて見れば、少子高齢化の進展等を背景に、中国経済は緩やかな減速基調で推移していくトレンドにあるといえよう（図表 2）。

（図表 1）中国の名目 GDP と実質 GDP 成長率の推移

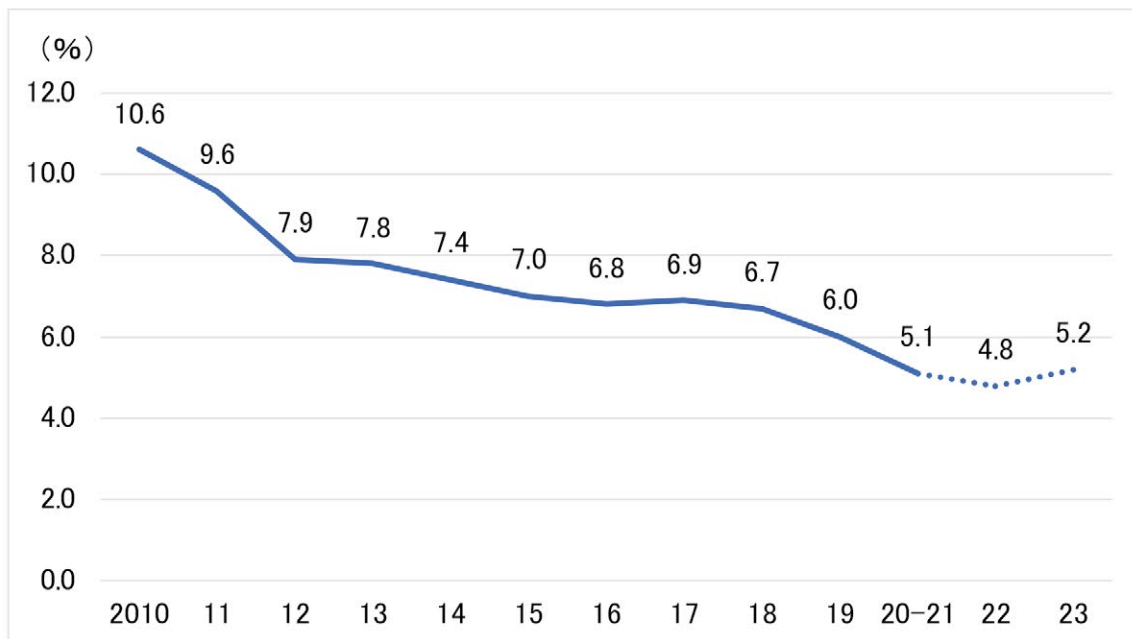


（注）左目盛りが名目 GDP、右目盛りが実質 GDP 成長率

（出所）「中国統計年鑑」2021 年版および国家統計局の公表資料を基に作成

⁶ 2 年平均伸び率は、国家統計局が 2019 年の同期を比較対象とし、幾何平均の方法で算出した。

(図表 2) 中国の実質 GDP 成長率の推移と今後の予測



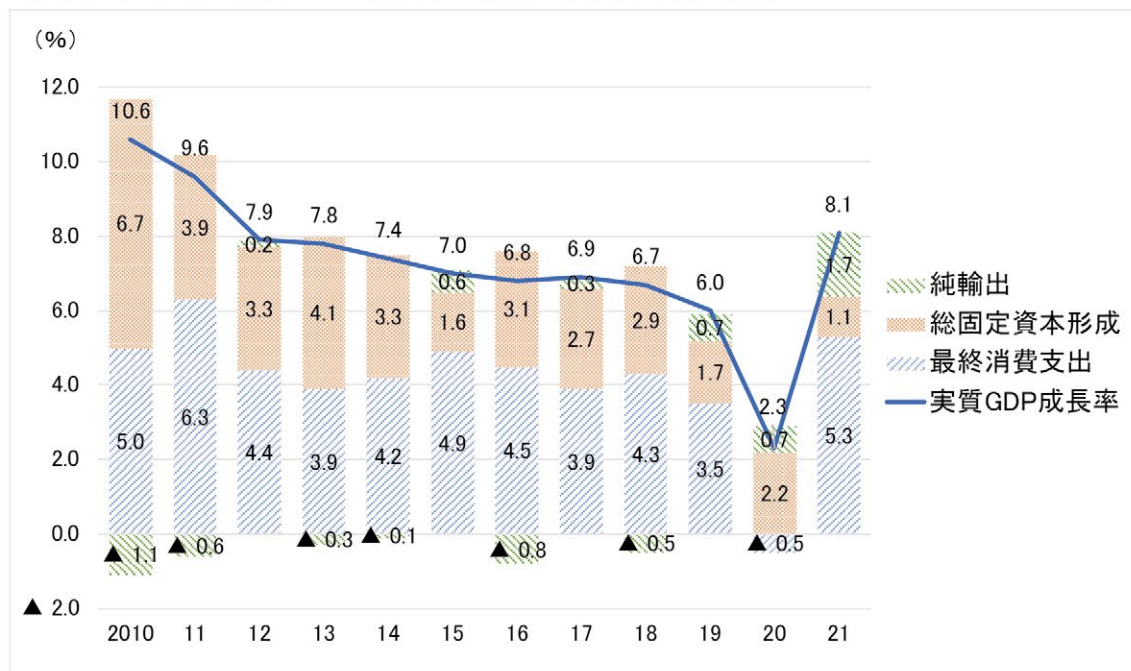
(注 1) 2020～2021 年は国家統計局の算出による 2 年平均の数値

(注 2) 2022～2023 年は国際通貨基金 (IMF) による 2022 年 1 月時点での予測値

(出所) 「中国統計年鑑」2021 年版、国家統計局および IMF の公表資料を基に作成

また、需要項目別寄与度を見ると、最終消費支出（消費）が 5.3 ポイント、総固定資本形成（投資）が 1.1 ポイント、純輸出（外需）が 1.7 ポイントとなっており、消費の寄与度が高かった（寄与率は 65.4%）。2020 年は新型コロナ感染拡大の影響を受けて、特に接触型の消費が著しく抑制され、社会消費品小売総額が 3.9%減に落ち込んだことなどから、実質 GDP 成長率に対する消費の寄与度はマイナス 0.5 ポイントとなった。しかし、そうした特殊要因を除けば、近年そして新型コロナ収束後の中国の経済成長のけん引役が消費であることは明らかである（図表 3）。

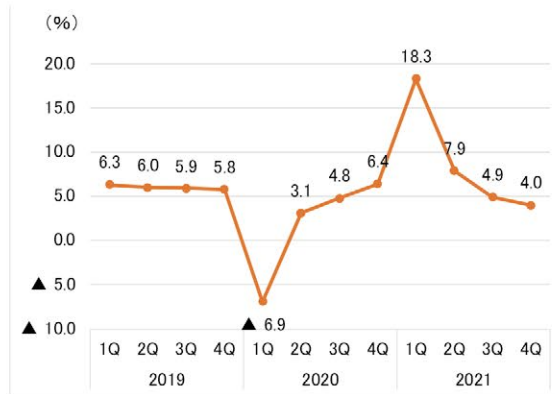
(図表 3) 中国の実質 GDP 成長率の需要項目別寄与度の推移



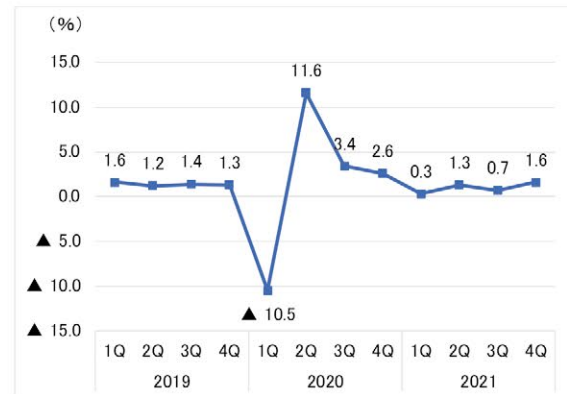
(出所) 図表 1 に同じ

さらに四半期ベースで見ると、第 1 四半期が前年同期比 18.3%増、第 2 四半期が 7.9%増、第 3 四半期が 4.9%増と減速基調で推移し、第 4 四半期は 4.0%増と第 3 四半期に比較して 0.9 ポイント低下した (図表 4)。

ただし、中国は実質 GDP 成長率を前年同期比で公表しており、この伸び率は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、第 1 四半期の実質 GDP 成長率が 6.8%減となり、四半期ベースでは統計を遡れる 1992 年以降では初のマイナス成長に落ち込んだ後、感染者数の減少や政府の政策支援等を受けて、第 2 四半期以降 V 字回復した 2020 年との比較によるものだ。前期比ベースでは、第 3 四半期の 0.7%から第 4 四半期は 1.6%へ上昇しており、緩やかではあるが回復傾向を示したと見る向きも少なくない (図表 5)。

(図表 4) 中国の実質 GDP 成長率の推移
(前年同期比)

(出所) 図表 1 に同じ

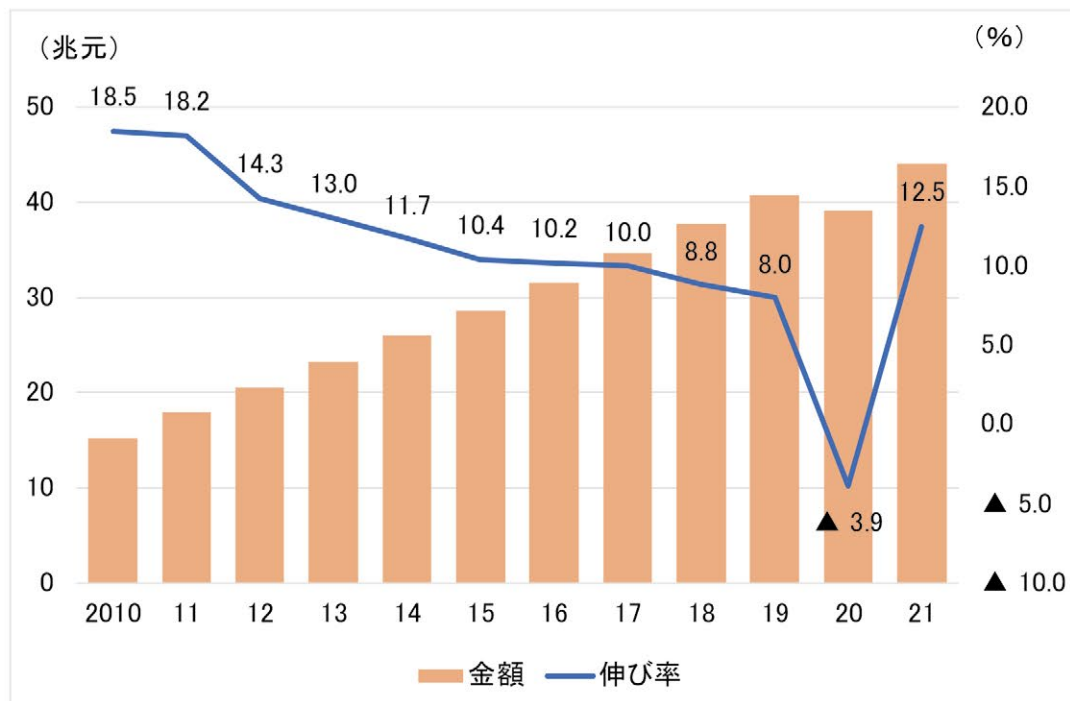
(図表 5) 中国の実質 GDP 成長率の推移
(前年比)

(出所) 図表 1 に同じ

(2) 消費

社会消費品小売総額（小売売上高に相当）は前年比 12.5%増の 44 兆 823 億元と 2021 年の 3.9%減から大きく回復した（図表 6）。2 年平均では 3.9%増だった。

(図表 6) 中国の社会消費品小売総額の推移



(注) 左目盛りが金額、右目盛りが伸び率

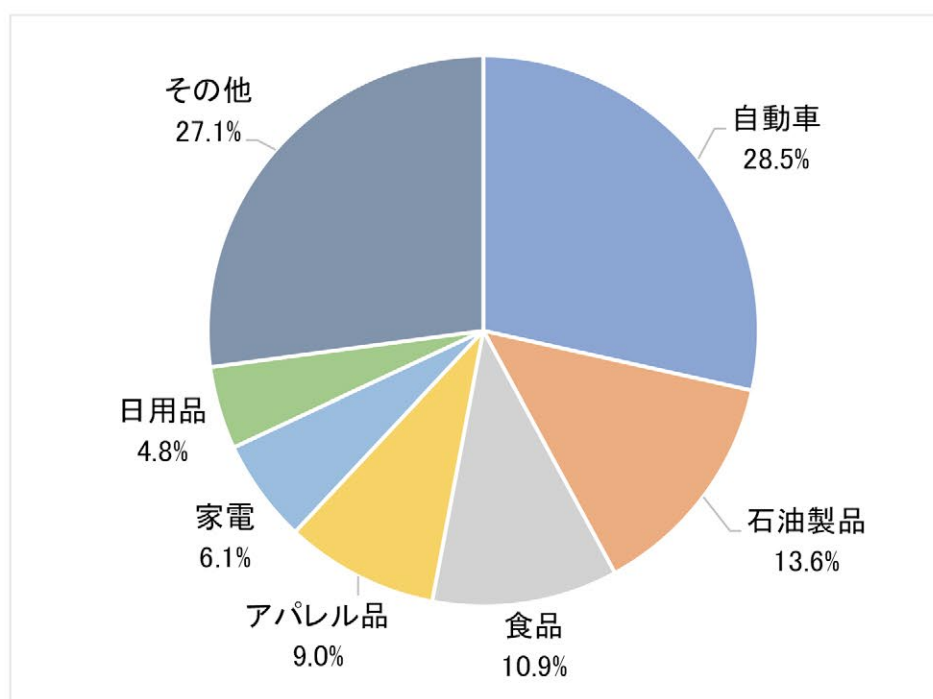
(出所) 図表 1 に同じ

社会消費品小売総額のうち、限度額以上の企業の小売総額は 12.8%増の 15 兆 3,714 億元だった【7】。同企業の小売額を品目別に見ると、第 1 位は自動車で 7.6%増の 4 兆 3,787 億元となり、シェアは 28.5%と 3 割近くを占めた（図表 7）。

自動車は 2021 年 1～4 月期は前年同期比 49.2%増の 1 兆 4,311 億元と好調なスタートを切った。しかし、半導体の供給不足や原材料価格の高騰等の影響を受けて、自動車の生産・販売台数が 2021 年 5 月以降、8 カ月連続で前年同月割れが続いたこともあり、通年では 1 桁の伸びにとどまった。

なお、中国自動車工業協会によれば、中国における 2021 年の自動車の生産台数は前年比 3.4%増の 2608 万 2,000 台、販売台数は 3.8%増の 2,627 万 5,000 台となっている。

（図表 7）中国の限度額以上の企業の品目別小売額のシェア（2021 年）



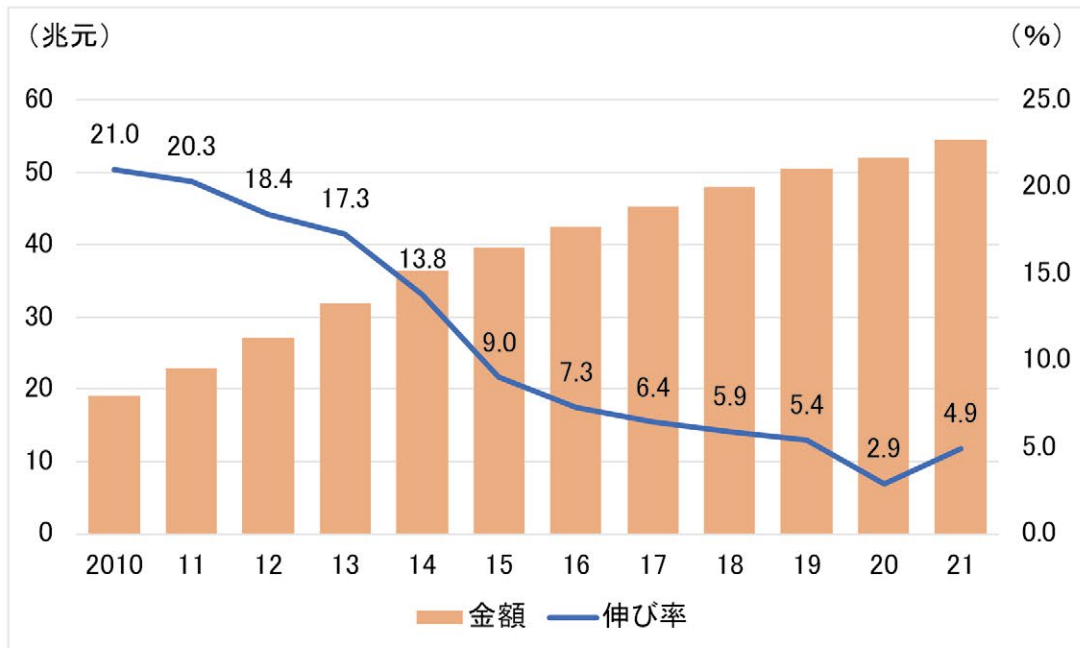
（出所）図表 1 に同じ

（3）投資

固定資産投資（農家を含まず）は前年比 4.9%増の 54 兆 4,547 億元と 2021 年の 2.9%増から回復を見せた（図表 8）。2 年平均では 3.9%増だった。

（図表 8）中国の固定資産投資（農家を含まず）の推移

⁷ 年間の営業収入が 2,000 万元以上の卸売業、500 万元以上の小売業、200 万元以上の宿泊・飲食業を指す。



(注) 左目盛りが金額、右目盛りが伸び率

(出所) 図表 1 に同じ

中国の固定資産投資は製造業投資、インフラ投資、不動産開発投資で約 7 割を占める。このうち、製造業投資が 13.5% 増と 2020 年の 2.2% 減から顕著に回復した。他方、インフラ投資（電力等を除く）は 0.4% 増（2020 年は 0.9% 増）と伸び率が前年より低下した。この背景には、後述のとおり、2022 年に 5 年に 1 度の共産党大会が開催されることを見据えて、同年の成長率を確保するために、中国政府が 2021 年夏頃まで新規プロジェクトの実施にブレーキをかけていたことが指摘されている。

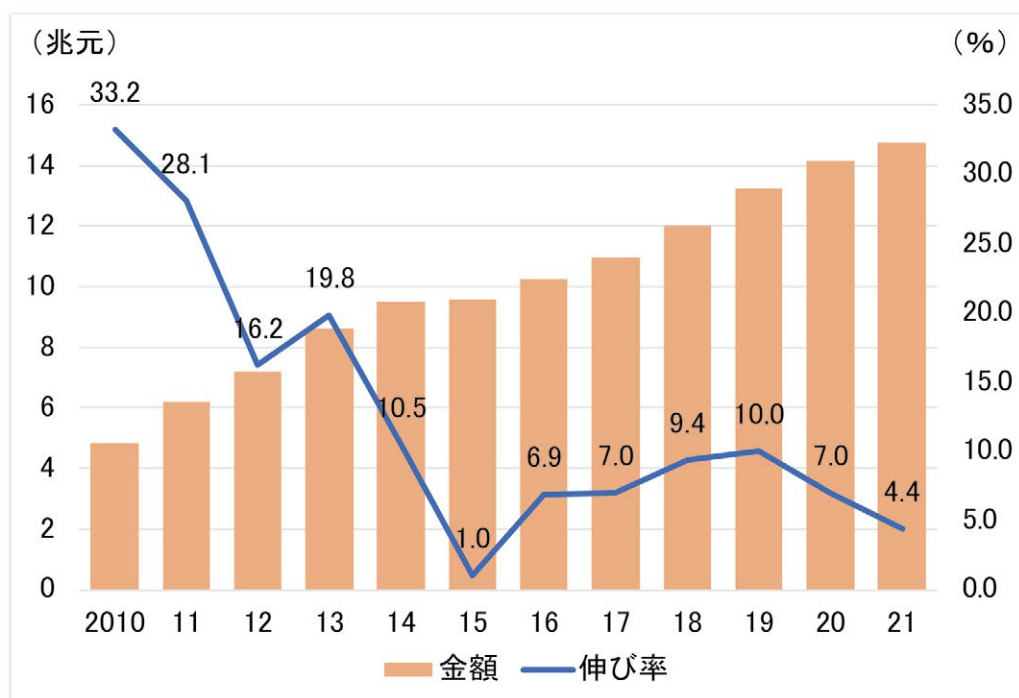
また、不動産開発投資も 4.4% 増（同 7.0% 増）と減速した（図表 9）。この要因としては、過剰なまでに拡大した民間部門の債務を減らすことで、金融市場でのシステミックリスクを回避すべく、中国当局が不動産企業に対する締め付けを強化したことが大きい。中国当局は、不動産企業の資金調達に関して「3つのレッドライン」（①負債の対資産比率の上限：70%、②純負債の対自己資本比率の上限：100%、③手元現金の対短期負債比率：100%以上）を設定し、3条件の全てに抵触した「レッド企業」には、有利子負債を増やしてはならないことを規定した。本措置は 2020 年 9 月より不動産企業大手 12 社に対して試験的に導入され、2021 年以降は一定規模以上の不動産企業に適用された。

また、2021 年 1 月からは「銀行業金融機関の不動産貸付集中度管理制度の構築に関する通知」が施行され、銀行の住宅ローンや不動産向け融資に総量規制が導入されるなど、不動産企業の資金調達を厳しく規制していく方針が打ち出された【8】。こうした状況の中で、約

⁸ 中国人民銀行「銀行業金融機関の不動産貸付集中度管理制度の構築に関する通達」2020 年 12 月 31 日

3,000 億ドルという巨額の債務を抱える不動産大手「恒大集団」の経営危機問題が顕在化し、不動産市況が急速に悪化したことが不動産開発投資の減速に拍車をかけた。

(図表 9) 中国の不動産開発投資の推移



(注) 左目盛りが金額、右目盛りが伸び率

(出所) 図表 1 に同じ

(4) 貿易

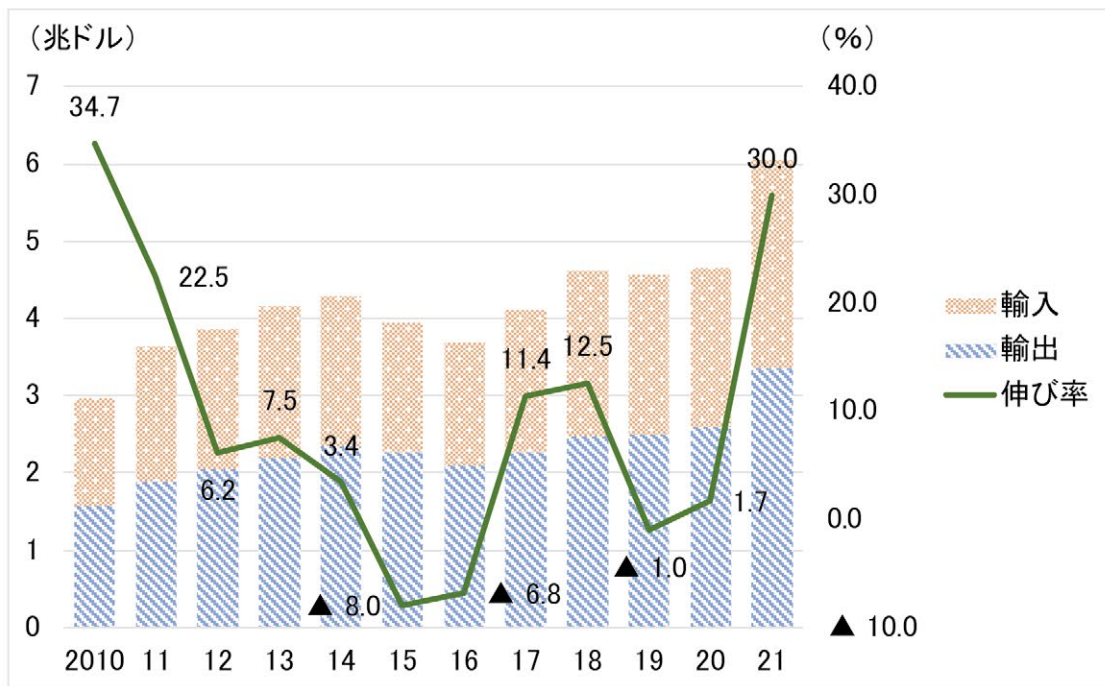
海関総署の 2022 年 1 月 14 日の発表によると、2021 の貿易総額は前年比 30.0% 増の 6 兆 515 億ドルと大幅に増加し、初めて 6 兆ドルを超えた。輸出入別にみると、輸出は 29.9% 増の 3 兆 3,640 億ドル、輸入は 30.1% 増の 2 兆 6,875 億ドルだった (図表 10)。

海関総署の李魁文報道官は、2021 年の貿易の増加要因として、①中国の経済回復に伴い、国内の生産・消費に必要な中間財や消費財の輸入が増加したこと、②ノートパソコン、タブレット、家電などのいわゆる「巣ごもり」関連製品や医薬品の輸出が増加したこと、③ (越境 EC 等) 対外貿易の新業態・新モデルの促進、貿易・投資の円滑化といった一連の政策措置が下支えしたことなどを指摘している【9】。

(<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4156106/index.html>)

⁹ 海関総署「2021 年通年の輸出入状況に関する記者会見」2022 年 1 月 14 日
(<http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302330/4124672/index.html>)

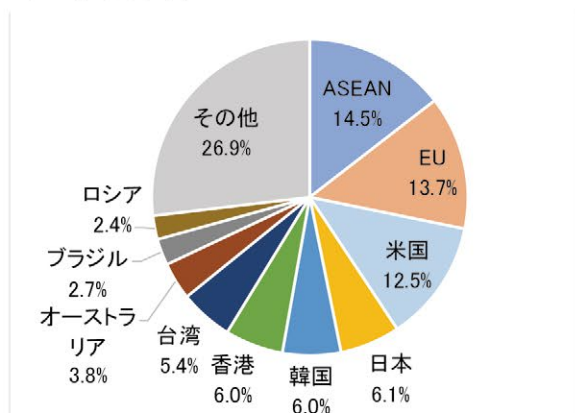
(図表 10) 中国の貿易動向



(出所) 海関総署の公表資料を基に作成

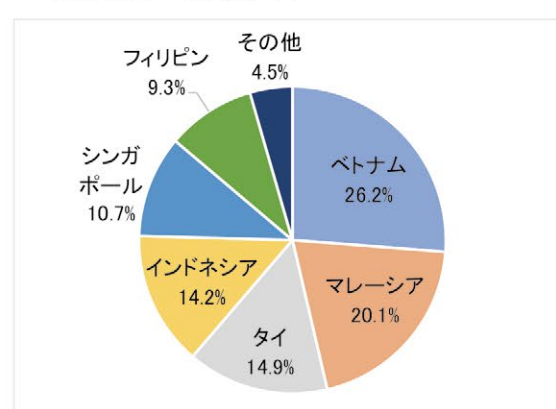
国・地域別にみると、第1位はASEANで28.1%増の8,782億ドルとなり、14.5%のシェアを占めた(図表11)。中国の対ASEAN貿易の中ではベトナムが19.7%増の2,302億ドル(シェア26.2%)で最大となった(図表12)。以下、第2位はEUで27.5%増の8,281億ドル(シェア13.7%)、第3位は米国で28.7%増の7,556億ドル(同12.5%、なお、輸出では第1位で27.5%増の5,761億ドル)、第4位は日本で17.1%増の3,714億ドル(同6.1%)となった。

(図表 11) 中国の国・地域別貿易額のシェア (2021 年)



(出所) 図表 10 に同じ

(図表 12) 中国の対 ASEAN 貿易の国別シェア (2021 年)



(出所) 図表 10 に同じ

品目別にみると、輸出は金額ベースで最大の品目である「自動データ処理機器（主にパソコン等）」がテレワークの普及に伴うノートパソコンの需要拡大もあり、**21.0%増**と大きく増加した。「携帯電話」は数量ベースでは**1.2%減**となったものの、単価の高いスマートフォンの高級機が堅調だったこともあり、金額ベースでは**16.6%増**となった。「家電製品」「家具」はいわゆる「巣ごもり」消費の拡大もあり、それぞれ**22.3%増**、**26.4%増**となった。他方、新型コロナ関連ではアクリル板等を含む「プラスチック製品」は**29.1%増**となったものの、マスク等が属する「繊維製品」は**5.6%減**となった（図表 13）。

(図表 13) 中国の主要品目別輸出動向

品目名	単位	2021年		伸び率		シェア (%)
		数量	金額 (100万ドル)	数量	金額 (100万ドル)	
自動データ処理機器	n.a.	n.a.	255,297	n.a.	21.0	7.6
アパレル類	n.a.	n.a.	170,263	n.a.	24.0	5.1
集積回路	億個	3,107	153,790	19.6	32.0	4.6
携帯電話	万台	95,420	146,321	▲ 1.2	16.6	4.3
繊維製品	n.a.	n.a.	145,203	n.a.	▲ 5.6	4.3
プラスチック製品	n.a.	n.a.	98,990	n.a.	29.1	2.9
家電製品	万台	387,342	98,722	10.1	22.3	2.9
鋼材	万トン	6,690	81,880	24.6	80.2	2.4
自動車部品	n.a.	n.a.	75,568	n.a.	33.7	2.2
家具	n.a.	n.a.	73,831	n.a.	26.4	2.2

(単位) 図表 10 に同じ

輸入では、工業生産の回復を背景に、最大の輸入品目である「集積回路」が**23.6%増**となり、**16.1%のシェア**を占めた。「自動データ処理機器（主にパソコンの部品等）」も**25.9%増**となった。また、資源・エネルギー関連品目では「原油」「鉄鉱石」がそれぞれ**44.2%増**、

49.3%増と大幅に増加したが、これは国際商品価格の高騰の影響を受けたものであり、数量ベースでは 5.4%減、3.9%減となった。「銅鉱石」「天然ガス」もそれぞれ、55.6%増、67.6%増となったが、数量ベースでは 7.6%増、19.9%増の伸び率にとどまった（図表 14）。

（図表 14）中国の主要品目別輸出動向

品目名	単位	2021 年		伸び率		シェア (%)
		数量	金額 (100万ドル)	数量	金額 (100万ドル)	
集積回路(IC)	億個	6,355	432,554	16.9	23.6	16.1
原油	万トン	51,298	257,331	▲ 5.4	44.2	9.6
鉄鉱石	万トン	112,432	184,674	▲ 3.9	49.3	6.9
自動データ処理機器	n.a.	n.a.	67,434	n.a.	25.9	2.5
一次成形プラスチック	万トン	3,397	61,136	▲ 16.4	16.5	2.3
銅鉱石	万トン	2,340	56,764	7.6	55.6	2.1
天然ガス	万トン	12,136	55,810	19.9	67.6	2.1
自動車	万台	94	53,915	0.6	15.4	2.0
大豆	万トン	9,652	53,539	▲ 3.8	35.4	2.0
銅材	トン	5,528,667	52,453	▲ 17.2	20.5	2.0

（単位）図表 10 に同じ

2. 2022 年の経済政策動向

新型コロナ感染拡大で甚大な影響を受けた中国経済は、2021 年に入り概ね回復基調で推移してきた。こうした状況の下、中国は 2022 年の経済政策をどのように推進しようとしているのであろうか。2021 年 12 月 8～10 日まで北京で開催された「中央経済工作会议」の結果を基に考察してみよう。なお、同会議は中国共産党と政府が翌年の経済政策運営の基本方針を決定する重要会議である。

（1）「3つの圧力」の中、経済運営は安定第一

中央経済工作会议の閉幕後に公表されたコミュニケの内容を検証すると【10】、2022 年は共産党大会が開催される政治的に重要な年であることを考慮して、例年にも増して安定第一が強調されたことが大きな特徴だ。

中央財經委員会弁公室の韓文秀副主任は「（安定を意味する）『穩』は 2021 年の中央経済工作会议で最も際立ったキーワードだ」と強調した上で「（5 千字弱の）会議のコミュニケには 25 回も『穩』という文字が現れており、要するに、来年の経済運営は『安定第一とし、安定の中で前進を求める』ことになる」と説明している【11】。

10 中華人民共和国中央人民政府「中央経済工作会议を開催、習近平氏、李克強氏が重要講話」2021 年 12 月 10 日（http://www.gov.cn/xinwen/2021-12/10/content_5659796.htm）

11 新華社「安定最優先・安定の中で前進を求め、質の高い発展の道を揺るぎなく前進 韓文秀が 2021 年の中央経済工作会议の精神を読み解く」2021 年 12 月 11 日（<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1718864762541661784&wfr=spider&for=pc>）

また、会議で中国の経済発展が「需要縮小、供給ショック、期待低下という『3つの圧力』に直面している」との指摘がなされたことも注目される。3つの圧力が具体的に何を指すのかについて、コミュニケ自体には記述はないが、寧吉喆・国家統計局局長（国家発展改革委員会副主任を兼任）は、「需要から見ると、個人消費が局部的散発的に感染症の打撃を受け続け、投資の安定した伸びがいくつかの要素の制約に直面している。また、供給から見ると、産業チェーン・サプライチェーンになおいくつかの目詰まり・ネックがある。企業の総合的なコスト上昇圧力が依然として存在し、川下の中小企業の生産・経営が困難に直面している。さらに、期待低下から見ると、全世界の感染症の行方に大きな変数が存在し、経済運営に不確実性が存在し、市場の期待と企業の自信に一定の揺らぎが現れている」と指摘している【12】。

（2）7つの重点政策と5つの重大理論・実践問題を推進

かかる状況を踏まえ、中央経済工作会议では、7つの重点政策と5つの重大理論・実践問題が提起された。

① 7つの重点政策

会議では「2022年の経済運営は安定第一とし、安定の中で前進を求め、各地域・各部門はマクロ経済安定の責任を担い、各方面は経済安定に資する政策を積極的に打ち出し、適切に前倒しで政策に注力をする」という基本方針の下、①穏健で効果的なマクロ政策、②市場主体の活力を持続的に喚起するミクロ政策、③国民経済循環の円滑化に注力する構造政策、④着実に実施される科学技術政策、⑤発展の原動力を活性化する改革開放政策、⑥発展のバランスと協調性を強化する地域政策、⑦民生の最低ラインを支える社会政策という7つの重点政策が打ち出された（図表 15）。

¹² 新華社「経済運営を合理的なレンジに維持する自信・条件・能力がある 寧吉喆・国家発展改革委員会副主任兼国家統計局長にインタビュー」2021年12月21日（http://www.news.cn/fortune/2021-12/21/c_1128186551.htm）

(図表 15) 中国の 2022 年の 7 つの重点政策

	項目	主な内容
①	穏健で効果的な マクロ政策	・ 財政政策では、減税・費用引き下げ政策を実施し、中小・零細企業、個人経営者、製造業等への支援を強化し、インフラ投資を適度に展開。 ・ 金融政策では、流動性を合理的かつ十分に維持し、金融機関が実体経済、特に小規模・零細企業、科学技術イノベーション、グリーン発展への支援を拡大するよう指導。 ・ 財政政策と金融政策を協調・連動させ、クロスシクリカル(周期を跨ぐ)およびカウンターシクリカル(逆周期)のマクロコントロール政策を有機的に結合。 ・ 内需拡大政策を適切に実施し、発展の内生的原動力を強化。
②	市場主体の活力を 持続的に喚起する ミクロ政策	・ 公平な競争政策を推進し、独占禁止と不正競争防止を強化し、公正な監督管理によって、公平な競争を保障。 ・ 知的財産権の保護を強化し、各種所有制企業が競い合って発展する良好な環境を整備。
③	国民経済循環の 円滑化に注力する 構造政策	・ 供給側の構造改革を深化させ、国内大循環の円滑化、生産・分配・流通・消費の連携を重視。 ・ 製造業の核心的競争力を向上させ、一連の産業基盤再構築プロジェクトをスタートし、一群の「専精特新」(専門化・精密化・特色化・斬新化)企業を輩出。 ・ 内外が連結し、安全で効率的な物流ネットワークの形成を加速。 ・ デジタル化改造を加速し、伝統産業の高度化を促進。 ・ 不動産業の好循環と健全な発展を促進。
④	着実に実施される 科学技術政策	・ 科学技術体制改革3カ年行動計画を実施し、基礎研究10カ年計画を策定。 ・ 国家の戦略科学技術力を強化し、科学研究機関の改革を推進。 ・ イノベーションの主体としての企業を強化し、産学研の連携を深化。
⑤	発展の原動力を 活性化する 改革開放政策	・ 国有企業改革3カ年行動の任務を完遂し、送電網、鉄道など自然独占業界の改革を着実に推進。 ・ ハイレベルな対外開放を拡大し、より多くの多国籍企業の投資を導入。 ・ 「一帯一路」共同建設の質の高い発展を推進。
⑥	発展のバランスと 協調性を強化する 地域政策	・ 地域重大戦略および地域協調発展戦略を踏み込んで実施し、東部・中部・西部および東北地区の協調発展を促進。 ・ 農村振興を推進し、新型都市化建設の質を向上。
⑦	民生の最低ラインを 支える社会政策	・ 経済発展と民生保障を統一的に推進し、基本公共サービス提供制度を整備。 ・ 青年の雇用問題を適切に解決し、柔軟な雇用・労働・社会保障政策を整備。 ・ 基本養老保険の全国統一計画を推進。 ・ 新たな出産政策を推進し、人口の高齢化に対応。

(出所) 中央経済工作会议のコミュニケを基に作成

② 5 つの重大理論・実践問題

また、会議では「新たな発展段階に入り、我が国の発展の内外環境に深刻な変化が生じ、多くの新たな重大理論・実践問題に直面しており、正確に認識・把握する必要がある」との認識が示された。具体的には、①共同富裕の実現、②資本の特性と行動法則、③一次産品の供給保障、④重大リスクの防止・解消、⑤炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルの5つが挙げられた(図表 16)。

(図表 16) 中国の 2022 年の 5 つの重大理論・実践問題

	項目	主な内容
①	共同富裕の実現	・ 「パイ」をより大きく良いものにするとともに、合理的制度配置を通じて適切に切り分け。 ・ 雇用優先を強化し、経済成長によるけん引力を向上。 ・ 分配の機能と役割を発揮させ、税収、社会保障などの調節力を強化。 ・ 企業や社会グループの公益慈善事業参加を支持。 ・ 政策・制度体系を整備し、基本的公共サービスを適切に提供。
②	資本の特性と行動法則	・ 資本のポジティブな役割を発揮させると同時に、ネガティブな役割を効果的にコントロール。 ・ 法に基づき効果的な監督管理を強化し、野放図な拡大を防止。 ・ 公有制経済を強固に発展させ、非公有制経済の発展を奨励・支持・指導。
③	一次製品の供給保障	・ 節約優先を堅持し、全面的な節約戦略を実施。 ・ 国内の資源生産保障能力を増強し、資源の先進的採掘技術の開発・活用および廃棄物循環利用体系の構築を加速。 ・ 農業の総合生産能力の向上を際立った位置に配置。
④	重大リスクの防止・解消	・ 金融法治建設を強化し、企業責任を徹底。 ・ 金融監督管理幹部の育成を強化。 ・ リスク解消政策を検討・策定し、金融リスク処理メカニズムを整備。
⑤	炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル	・ 新エネルギーによる代替を基礎として伝統的エネルギーを段階的に減少。 ・ 石炭を主とし、新エネルギーとの最適な組み合わせを推進。 ・ グリーン・低炭素技術の難関突破に注力。 ・ 「二つの抑制（消費総量と単位GDP当たり消費量）」のエネルギー消費から炭素排出への転換を早期に実現。 ・ エネルギー革命を推進し、エネルギー強国の建設を加速。

(出所) 図表 15 に同じ

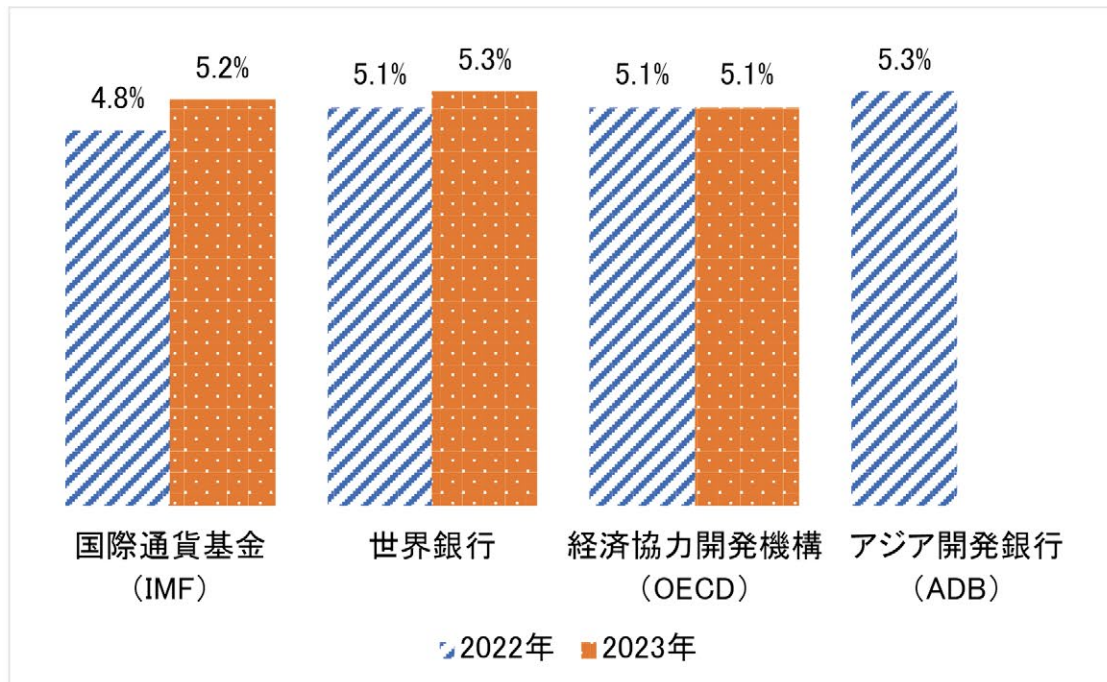
3. 2022 年の中国経済の展望

ここまで、2021 年の中国経済の現状を確認した上で、それを踏まえた中国政府の 2022 年の経済政策の方針を考察してきた。本稿の締め括りとして、2022 年の中国経済の見通しと政策の推進に向けた政府の具体的な取り組みを検証する。

(1) 2022 年は 5 %前後の成長率に低下

主要国際機関の予測によると、2022～2023 年は 5%前後に低下すると見る向きが多く(図表 17)、新型コロナウイルス感染拡大前から続いていた緩やかな減速基調のトレンドに戻るが見込まれる。

(図表 17) 主要国際機関による中国の実質 GDP 成長率予測



(注 1) 国際通貨基金 (IMF) および世界銀行は 2022 年 1 月、経済協力開発機構 (OECD) およびアジア開発銀行 (ADB) は 2021 年 12 月時点の予測

(注 2) アジア開発銀行 (ADB) による 2023 年の予測は未公表

(出所) 各国際機関の公表資料を基に作成

国際通貨基金 (IMF) は 2022 年 1 月 25 日に公表した「世界経済見通し」において「中国では、不動産部門の混乱が広範な鈍化の前兆となった。ゼロ・コロナ政策によって移動制限が敷かれ、建設業部門における雇用の見通しが悪化していることから、民間消費は予想されていたよりも伸び悩む公算が大きい。不動産業への投資が低迷していることも相まって、2022 年の成長率見通しは 4.8%であり、2021 年 10 月時点の見通しに対して 0.8 ポイント引き下げた。これは中国の貿易相手国の見通しにもマイナス影響を与える」との見解を示している【13】。

(2) 経済政策の推進に向けた取り組み

国家統計局の寧吉喆局長は 2022 年 1 月 17 日、2021 年のマクロ経済統計の公表に関わる記者会見において、「2022 年は中国経済が徐々に常態的な運営に復帰する 1 年となるが、現在の外部環境はさらに複雑で厳しく、不確実性があり、国内の発展にも圧力がある」と率直

¹³ 国際通貨基金 (IMF) 「世界経済見通し」 2022 年 1 月 25 日

(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2022/01/25/world-economic-outlook-update-january-2022>)

に指摘。その上で寧局長は「我々は今、昨年の状況を踏まえて、雇用を維持し、経済の合理的な成長を保障するため、的を絞っていくつかの措置を講じなければならない」と強調した【14】。こうした方針の下、中国政府は年初からさまざまな景気対策を推進している。

①消費

中国のマクロ経済政策を担う国家発展改革委員会（発改委）は 2022 年 1 月 17 日、春節（旧正月、今年は 2 月 1 日）等で伝統的に消費が旺盛になる時機を捉え、「最近の消費促進活動の適切な実施に関する通知」を公布。①各地の事情を踏まえた個人消費需要への対応、②オンライン消費の質の向上・高度化の推進、③農村消費の有効な開拓、④（冬期に関連した）冰雪消費の拡大、⑤文化・観光・レジャーサービスの供給強化、⑥スマート小売の新たな活力喚起、⑦グリーン消費の積極的な発展、⑧住宅消費の健全な発展の促進、⑨中小・零細企業の困窮緩和政策の適切な実施、⑩生活困窮者等の基本的生活消費の保障という 10 項目の消費促進策を提起した【15】。

発改委としては、2 月 4 日から開幕した北京冬季五輪もターゲットとしつつ、個人消費を一段と喚起することで、第 1 四半期の経済の安定を確保したい意向を示した。なお、今般の消費促進策は春節と北京五輪に焦点を合わせた内容となっており、第 1 四半期で政策効果が一巡してしまうため、今春以降に新たな景気テコ入れ策が出てくることも予想される。

②投資

李克強首相は 2022 年 1 月 10 日に主宰した国務院常務会議において、①第 14 次 5 年計画で確定した重点プロジェクトの実施の加速、②2021 年第 4 四半期に専項債（地方政府がインフラプロジェクト等の資金調達を目的に発行する債券）発行により調達した 1.2 兆元の資金の具体的プロジェクトへの投入、③投資プロジェクトの審査・承認手続きの迅速化・簡素化などを指示した【16】。会議では「現在、経済は坂を登り、峠を越える正念場にある。有効な投資の拡大は、上半期の経済の安定を確保する上で重要な意義がある」との指摘がなされた。

前述のとおり、中国政府は 2022 年に 5 年に 1 度の共産党大会が開催されることを見据えて、同年の成長率を確保するために、昨夏頃まで新規プロジェクトの実施にブレーキをかけていた。事実、専項債の新規発行状況を見ると、2021 上半期の発行額は前年同期比 54.5% 減の 1 兆 144 億元にとどまっていた（特に 1～2 月は借り換えのみで新規発行はゼロ）。し

14 国家統計局「2021 年の国民経済運営状況を紹介」2022 年 1 月 17 日

(http://www.gov.cn/xinwen/zhilbo1/20220117fbh1/xwb1_wzgd.htm)

15 国家発展改革委員会「最近の消費促進活動の適切な実施に関する通知」2022 年 1 月 17 日

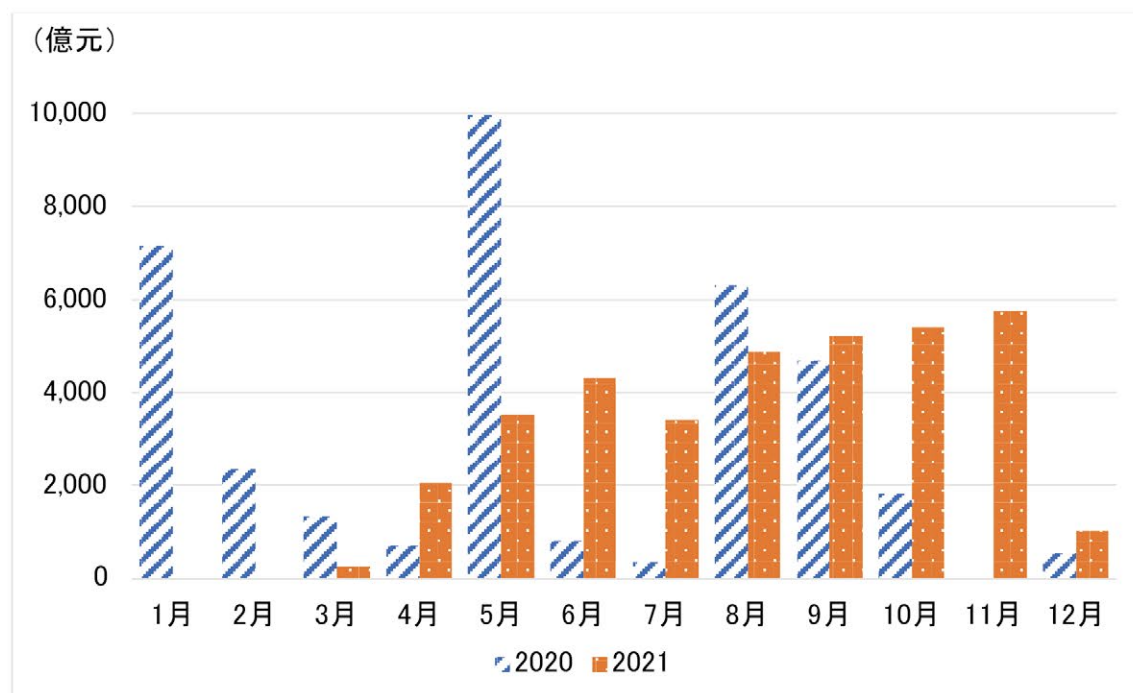
(https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202201/t20220117_1312105.html?code=&state=123)

16 中華人民共和国中央人民政府「李克強氏、国務院常務会議を主宰、第 14 次 5 年計画『綱要』と特別計画で確定された重大プロジェクトおよび有効投資の拡大などの推進加速を手配」2022 年 1 月 10 日

(http://www.gov.cn/premier/2022-01/10/content_5667518.htm)。

かし、下半期は発行が増加し、第 4 四半期だけで 1 兆 2,182 億元の専項債が発行された（図表 18）。これらの資金は 2022 年に具体的なプロジェクトへ投資される予定であり、経済成長を下支えしていくことが見込まれる。

（図表 18）中国における専項債の新規発行状況



（出所）財政部政府債務調査・評価センターの公表資料および新聞報道を基に作成

③貿易

2022 年 1 月 26 日に開催された記者会見において、商務部対外貿易司の李興乾司長は「我々は 2022 年を『貿易強化・向上年』とすることを確定し、中国の対外貿易の総合競争力の向上を重点に、①クロスシクリカル（周期を跨ぐ）調整による貿易安定行動（輸出信用保険の機能向上等）、②市場多様化行動（新興市場の開拓等）、③貿易サプライチェーンの円滑化行動（物流・決済の円滑化推進等）、④貿易の革新・質的向上行動（越境 EC など新業態・新モデルによる牽引等）の 4 つの行動を実施する」と表明した【17】。

また、商務部など関係 6 部門は 2022 年 1 月 26 日、「RCEP 協定の質の高い実施に関する指導意見」を公布【18】。①協定による市場開放の約束と規則の利用による貿易・投資の質の

17 国務院新聞弁公室「2021 年の商務運営状況に関する記者会見」2022 年 1 月 25 日
<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/47673/47786/wz47788/Document/1719429/1719429.htm>
)。

18 商務部『『地域的な包括的経済連携(RCEP)協定』の質の高い実施に関する指導意見』2022 年 1 月 26 日
<http://gjs.mofcom.gov.cn/article/dongtai/202201/20220103239468.shtml>

高い発展の推進、②製造業の高度化促進による産業競争力の強化、③国際標準の協力と転換の推進による標準の産業発展に対する促進作用の向上、④金融支援と関連政策体系の整備、⑤地域事情に応じた RCEP ルールの活用によるビジネス環境の改善、⑥企業向け関連サービスの継続的推進という 6 項目の政策措置を打ち出し、2022 年 1 月 1 日から発効した RCEP のチャンスを地方政府と企業が適切に把握する上での重点を提起した。

④金融・財政政策

こうした消費・投資・貿易の促進策を支援すべく、金融・財政政策も打ち出されている。李克強首相は 2022 年 1 月 19 日に主宰した国務院常務会議において、企業の困難緩和を支援し、起業・イノベーションを促進するため、すでに実施期限が来ている一部の租税・費用優遇政策の延長に加え、科学技術、雇用・起業、医療、教育等、11 項目の減税策を 2023 年末まで再延長することを決定した【19】。

また、中国人民銀行（中央銀行）は 2021 年 12 月 15 日に預金準備率を 0.5%、12 月 20 日に銀行貸出の指標となる政策金利「最優遇貸出金利」の 1 年物を 0.05%引き下げたが、2022 年に入ってから 1 月 20 日に最優遇貸出金利の 1 年物を 0.1%、5 年物を 0.05%、それぞれ引き下げた。

中国人民銀行の劉国強副総裁は、国務院新聞弁公室が 2022 年 1 月 18 日に開催した記者会見において「1 年の計は春にあり」と強調した上で、①総量の安定的な増加の維持、②（信用支援の拡大など）構造最適化の安定的な促進、③企業の資金調達コストの安定的な低下の推進などに注力していく方針を示した【20】。

（3）新型コロナが最大の不確定要素

中国政府は年初からさまざまな景気対策を推進しているが、こうした政策措置をエンジンとしつつ、今秋に開催が予定されている共産党大会も見据えて、5%台の安定成長を目指すものと見られる。

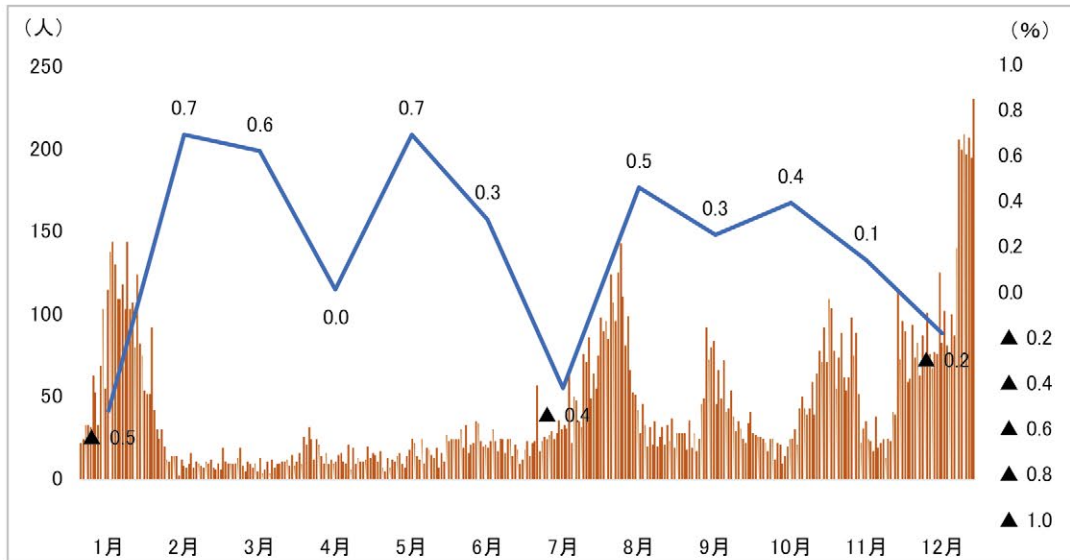
こうした中で、最大の不確定要素と見られるのが新型コロナだ。中国の対策は「ウイズ・コロナ」ではなく「ゼロ・コロナ」であり、部分的なミニクラスターであっても、強い防疫措置で移動が制限される。これにより、中国では感染拡大がある程度抑制されているわけだが、他方、この方法は一時的とはいえ、コストと経済に与えるインパクトが大きく、とりわけ経済成長のポイントとなる消費については、新型コロナ対策の影響を最も受けやすいという弱みを抱える。

19 中華人民共和国中央人民政府「李克強氏、国務院常務会議を主宰、春節期間中の石炭・電気・石油・ガス輸送の保障と市場供給保証などのさらなる強化を手配」2022 年 1 月 19 日
(http://www.gov.cn/premier/2022-01/19/content_5669352.htm)。

20 中国人民銀行「2021 年の金融統計データに関する記者会見」2022 年 1 月 18 日
(<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4451702/index.html>)

事実、中国における 2021 年の新型コロナ感染者数と社会消費品小売総額の伸び率（前月比）の推移を見ると、感染が増加した場合には消費の減速し、感染が収束に向かうと、消費が回復する傾向にあることが見て取れる（図表 19）。

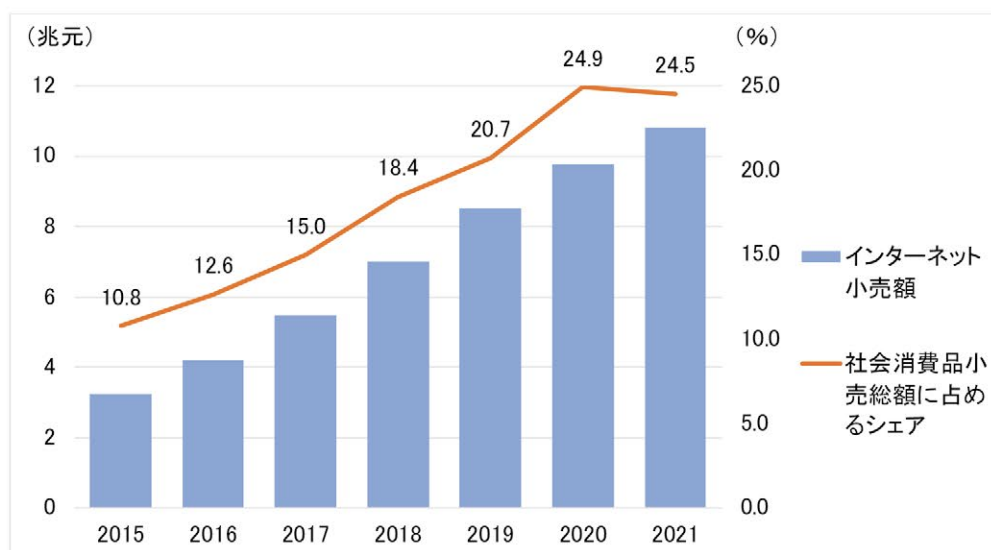
（図表 19）中国の新型コロナ感染者数と社会消費品小売総額の伸び率（前月比）の推移（2021 年）



（出所）国家卫生健康委員会および国家統計局の公表資料を基に作成

他方、飲食店や観光関係はともかく、中国ではインターネット消費の増加に伴い「モノの消費は新型コロナの影響を受けにくくなっているのではないか」という指摘もある。実際、中国ではデジタル化の進展やアリババ集団等による電子商取引（EC）ビジネスの拡大に伴い、社会消費品小売総額に占めるインターネット小売額のシェアは増加基調で推移しており、新型コロナ禍の 2020 年には 24.9%と過去最高を更新した（図表 20）。

(図表 20) 中国のインターネット小売額と社会消費品小売総額に占めるシェアの推移



(出所) 図表 1 に同じ

しかし、2021 年は 24.5% と微減に転じており、社会消費品小売総額に占めるインターネット小売額のシェアには頭打ちの傾向も見られている。デジタル化が進んでいるといわれる中国だが、モノの購入が全面的にインターネットに置き換わっているわけではなく、外出してショッピングを楽しみながら消費をするというライフスタイルは簡単には変わるものではないといえよう。

すなわち、新型コロナの感染拡大は、オフラインによる消費を手控える動きにつながり、ひいては社会消費品小売総額に影響を与える可能性が高い。新型コロナが中国経済の最大の不確定要素とされる所以である。

むすびに代えて

習近平国家主席は 2020 年 2 月 23 日、新型コロナの最初の感染拡大が収束の兆しを見せる中、「新型コロナの予防・抑制と経済・社会発展の統一推進会議」を北京で開催【21】。「新型コロナの予防・抑制」と「経済・社会の発展の統一推進」の両立という「二兎を追う」政策を打ち出した。それから 2 年余りが経過したが、この間、同政策は感染拡大を抑制する一方、経済は回復基調で推移しており、一定の成果は収めてきたといえる。

他方、中国では北京五輪開催に伴う人流の増加や感染力の強いオミクロン株の流入など

21 中華人民共和国中央人民政府「習近平総書記、新型コロナ予防・抑制と経済・社会発展の統一推進会議で強調」2020 年 2 月 23 日 (http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/23/content_5482453.htm)

を背景に、2021 年 11 月頃から感染が再拡大している状況にある。こうした中、米国の調査会社ユーラシア・グループは 2022 年 1 月 3 日、「2022 年 10 大リスク：最も重要な地政学リスク・トップテン」を発表【²²】。中国による「No zero Covid」（ゼロコロナ政策の失敗）を第 1 位に挙げた。習近平政権の「二兎を追う」政策の成否は 2022 年の中国経済の行方を大きく左右するだけに、今後の動向を慎重に注視していく必要があろう。

(2022 年 2 月 7 日記)

²² ユーラシアグループ「TOP RISKS 2022」2022 年 1 月 3 日
(https://www.eurasiagroup.net/files/upload/EurasiaGroup_TopRisks2022.pdf)

ーコラム 中国憲法前文から中国という国家を知るー

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

第一、はじめに

日本のメディアの情報発信を見ていると、米中摩擦にせよ、近時注目を集めている「共同富裕」にせよ、中国の表面的情報のみを追いかけて、そもそも中国がどういう思考をとる国家であり、それとの関係でどこから問題が生じているのかを深く考察する論調が少ないように見える。そこで、本稿では中国という国家の基本的思考方法を体現する最も根本的な情報が中国憲法前文に集約されているはずであるという前提に立脚して、この問題について法律家である私の観点から簡易分析を行う。日本のメディアとは異なる観点（中国はどのような理屈で物事を考えているのかの試論的観点）を提起し、これにより読者に従前より多角的な観点から同一事象を評価できる契機を付与できると考える。それは中国ビジネスを展開するに当たり、非常に重要なことである。

なお、中国は 1954 年、1975 年、1978 年、1982 年と 4 回にわたり憲法を制定しており、現在有効な憲法は 1988 年、1993 年、1999 年、2004 年、2018 年の 5 回の改正を経た 1982 年憲法（以下「中国憲法」という。）である。中国憲法前文は第 1 回の 1988 年以外の 4 回で改正されているが、習近平国家主席・総書記（以下「習近平総書記」という。）のもとで改正された 2018 年第 5 回改正の中国憲法前文改正が規模的に最大であるところ、最新の中国憲法原文は習近平総書記の思考を体現するはずであると考えられる。

第二、中国憲法前文のパラグラフ別簡易分析

中国憲法前文は長文であることから、4 つのパラグラフに分けて簡易分析を行う。

一、1 / 4 のパラグラフ

中国は、世界でも最も古い歴史を持つ国の 1 つである。中国の各民族人民は、輝かしい文化を共同で作りに上げており、また、栄誉ある革命の伝統を有している。

1840 年以降、封建的な中国は、次第に半植民地・半封建的な国家に変化した。中国人民は、国家の独立、民族の解放及び民主と自由のために、先人のしかばねを乗り越えて突き進むという勇敢な戦いを続けてきた。

20 世紀、中国では、天地を覆すような偉大な歴史的変革が起こった。

1911 年、孫中山先生の指導する辛亥革命は、封建帝制を廃止し、中華民国を創立した。しかし、帝国主義と封建主義に反対する中国人民の歴史的任務は、まだ完了していなかつ

た。

1949 年、毛沢東主席を指導者とする中国共産党は、中国の各民族人民を導き、長期にわたる困難かつ複雑な武装闘争その他の形態の闘争を経た後に、ついに帝国主義、封建主義及び官僚資本主義による支配を覆して、新民主主義革命という偉大な勝利を勝ち得て、中華人民共和国を樹立した。この時から、中国人民は、国家の権力を掌握して、国家の主人になった。

中華人民共和国の成立後、我が国の社会は、新民主主義から社会主義への移行を段階的に実現していった。生産手段私有制の社会主義的改造は既に達成され、人が人を搾取する制度は消滅しており、社会主義制度が確立している。そして、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とする人民民主独裁は、実質的にはプロレタリア独裁であるが、強固になり、発展した。中国人民及び中国人民解放軍は、帝国主義及び覇権主義による侵略、破壊及び武力挑発に打ち勝ち、国家の独立と安全を守り、国防を強化した。経済建設においては、大きな成果を収め、独立した、比較的整った社会主義の工業体系がほぼ形成されており、農業生産も著しく向上した。教育、科学、文化等の事業は、大きな発展を遂げ、社会主義思想の教育では、顕著な成果を収めた。広範な人民の生活は、大きく改善された。

1、香港について

「中国は、世界でも最も古い歴史を持つ国の 1 つである。中国の各民族人民は、輝かしい文化を共同で作り上げており、また、栄誉ある革命の伝統を有してい」ながら、「1840 年以降、封建的な中国は、次第に半植民地・半封建的な国家に変化」した。「1840 年」とは、言うまでもなく、清朝がイギリスに敗北し、南京条約（1842 年 8 月）に基づき香港島割譲等を受諾させられた第 1 次アヘン戦争（1840 年 6 月 28 日～1842 年 8 月 29 日）の開始年である。香港のみに注目すると、その後、第 2 次アヘン戦争（アロー戦争）における北京条約（1860 年 10 月）で九龍島南部割譲等を受諾させられ、展拓香港界址專条により 1898 年 7 月 1 日以降、99 年にわたり、新界（New Territories）の租借を受諾させられ、1997 年 7 月 1 日の中国への統治権と主権の分離を行わない完全な主権の返還まで、香港はイギリスの植民地と化した。

南京条約から 2 年後に制定された「最高裁判所条例（The Supreme Court Ordinance（1844 年第 15 号）」第 3 条（その後、1873 年及び 1950 年に改正）は、①植民地又はその住民の地方の環境に適用できない場合、及び、②地方の議会により改正された場合の 2 つの例外を除き、開封勅許状（Letters Patent）が制定された 1843 年 4 月 5 日の時点—締切日（the cut-off date）—で存在するイングランド法が適用されると規定していた。これを 1844 年方式（the 1844 formula）といい、①②の例外に該当するか否かは香港裁判所が判断すると規定された。イングランド法は広義のコモン・ロー（すなわち、狭義のコモン・ロー及びエクイティ（the rules of equity））を本質とするから、1844 年方式で 1843 年 4 月 5 日の締切日を基準とする広義のコモン・ローが香港に導入されることとなった。

その後、1966 年に「イングランド法の適用条例 (the Application of English Law Ordinance)」が制定され、その第 3 条で上記①②の例外に服しつつ、締切日 (the cut-off date) を設けることなく、全てのイングランド法が香港に適用されると規定された。これを 1966 年方式 (the 1966 formula) という。その結果、香港裁判所の判例法に加えて、イングランド法の広義のコモン・ローを形成する貴族院 (the House of Lords。2009 年 10 月 1 日以降、UK 最高裁) を頂点とするイングランド (及びウェールズ) 裁判所による判例法の全て及び香港から上告される枢密院 (the Privy Council) の判例法は香港法の一部を構成することになった。これにより、有力な法律家はいずれもイギリス留学を経てイギリスこそ宗主国と考える傾向が顕著化した。

その傾向が香港の返還 (1997 年 7 月 1 日) 後も継続した結果、中国への主権返還が間近となった 1991 年 6 月 8 日にイギリス統治下の香港が制定した「人権法案条例 (The Bill of Rights Ordinance, Cap. 383)」が規定する人権が論点となる多数の事例で、民主派の活動家が香港政府を相手取って提起する訴訟の多くで、コモン・ローの解釈手法により香港政府が敗訴する結果が相次いだ。

その後、民主派は訴訟という平和的手段だけにとどまらず、雨傘革命 (2014 年) による金融中心街である金鐘 (Admiralty) の長期間占拠による経済機能の麻痺、逃亡犯条例改正に反発する民主派による警察官襲撃 (2019 年) 等、香港という中国の地域社会の安定を揺るがせにする過激な行動に出た。こうした事態を放置すれば、香港の完全なる植民地化を含む「半植民地・半封建的な国家に変化」した中国が「国家の独立、民族の解放及び民主と自由のために、先人のしかばねを乗り越えて突き進むという勇敢な戦いを続け」た結果、漸く手にした安定的国家として成立した中華人民共和国 (1949 年 10 月 1 日) の国家及び社会の安定を害する事態が生じかねない。

そこで、極めて高度な政治的判断のもとで、2020 年 6 月 30 日に「香港基本法」と並ぶ地域憲法である「香港国家安全維持保護法」が公布、施行されたのであるが、同法は中国憲法前文との関係でいえば、「半植民地・半封建的な国家に変化」した中国の契機を作った香港の安定を絶対死守するという中国の国家的決意の産物であり、同法の適用が人権侵害であると日本を含む旧・西側諸国から批判されようとも、「中国人民は、我が国の社会主義制度を敵視し、及び破壊する国内外の敵対勢力及び敵対分子と必ず闘争しなければならない」(後述の 2 / 4 のパラグラフ参照) という決意のもと、一切の譲歩はしないのである。

2、中国の国歌について

香港の完全なる植民地化を含む「半植民地・半封建的な国家に変化」した中国であったが、「1949 年、毛沢東主席を指導者とする中国共産党は、中国の各民族人民を導き、長期にわたる困難かつ複雑な武装闘争その他の形態の闘争を経た後に、ついに帝国主義、封建主義及び官僚資本主義による支配を覆して、新民主主義革命という偉大な勝利を勝ち得て、中華人民共和国を樹立した。この時から、中国人民は、国家の権力を掌握して、国家の主人になっ

た」。第 1 次アヘン戦争の開始年である「1840 年」から建国（1949 年 10 月 1 日）まで実に 109 年も辛酸を嘗め尽くした年月を経て、独立国家となったのである。この日本人には到底窺い知ることのできない苦難の歴史は、中国の国歌に集約されている。

中国語	日本語（仮訳）
《义勇军进行曲》歌词 田汉作词，聂耳作曲 起来！ 不愿做奴隶的人们！ 把我们的血肉，筑成我们新的长城！ 中华民族到了最危险的时候， 每个人被迫着发出最后的吼声。 起来！ 起来！ 起来！ 我们万众一心，冒着敌人的炮火， 前进！ 冒着敌人的炮火， 前进！ 前进！ 前进！ 前进！进！	「義勇軍行進曲」【23】歌詞 田汉作词，聂耳作曲 立ち上がれ！ 奴隷となりたくない人々よ！ 私たちの血肉で、私たちの新たな長城を築こう！ 中華民族が最も危険なときに至って、すべての人は追い詰められて最後の雄叫びをあげる 立ち上がれ！ 立ち上がれ！ 立ち上がれ！ 私たちすべての人は心を一つにして、敵の砲火に立ち向かって、進め！ 敵の砲火に立ち向かって、進め！ 進め！ 進め！進め！

3、社会主義改造（1953 年乃至 1956 年）等を経た「人民民主独裁」の発展

「中華人民共和国の成立後、我が国の社会は、新民主主義から社会主義への移行を段階的に実現していった。生産手段私有制の社会主義的改造は既に達成され、人が人を搾取する制度は消滅しており、社会主義制度が確立している。そして、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とする人民民主独裁【24】は、実質的にはプロレタリア独裁であるが、強固になり、

²³ 中国憲法

第 141 条 中華人民共和国の国旗は、五星紅旗である。

中華人民共和国の国歌は、「義勇軍行進曲」である。

²⁴ 中国憲法

発展した」とある。

憲法前文が指導原理の 1 つとして標榜するマルクス・レーニン主義（後述の 2 / 4 のパラグラフ参照）の自然な帰結は「無資産階級（プロレタリアート労働者、農民及び軍人）独裁」であるが、憲法第 1 条第 1 項が「人民民主独裁」という中国固有の概念を採用するのは、建国に向けた段階及び建国後、1940 年 1 月の毛沢東の「新民主主義論」に依拠する新民主主義社会から、生産手段私有制を否定し、社会主義公有制へ移行する以前の 1949 年 10 月 1 日乃至 1952 年又は遅くとも 1953 年において、非無資産階級（ブルジョワジーと呼ぶべきではないであろう）の支持を受けた歴史的経緯に由来すると思われる。しかし、その後、農業、手工業及び資本主義工商業に対する社会主義改造が僅か 4 年間（1953 年乃至 1956 年）で図られ、毛沢東主席による文化大革命の予行演習と評価される「四清運動」又は「四清」（1963 年乃至 1965 年。「四清」の原義は「労働点数、帳簿、財産、倉庫を清める」ことであったが、その後、「大四清」、すなわち「政治、経済、組織、思想を清める」ものへと拡大した。その目的は、「反修防修（資本主義への修正主義に反対し、資本主義への修正主義を防ぐこと）」にある点で、文化大革命と共通項を有する。）及び文化大革命（1966 年乃至 1976 年）を経て、第 11 期三中全会における改革開放（1978 年 12 月）開始時には、非無資産階級は中国で絶滅していた。まさに「実質的にはプロレタリア独裁」である「人民民主独裁」が「強固になり、発展した」のである。

二、2 / 4 のパラグラフ

中国の新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成果は、中国共産党が中国の各民族人民を指導して、マルクス・レーニン主義及び毛沢東思想の手引きの下に、真理を堅持し、誤りを是正し、多くの困難と危険に打ち勝って獲得したものである。我が国は、長期にわたり社会主義初級段階にあるだろう。国の根本的任務は、中国の特色の社会主義という道に沿って、力を集中させて社会主義現代化建設をすることにある。中国の各民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「3 つの代表」の重要思想、科学的発展観及び習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想に導かれて、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持し、社会主義の各種制度を不断に完全化し、社会主義市場経済を発展させ、社会主義的民主主義を発展させ、社会主義的法治を健全化し、新たな発展理念を徹底し、自力更生し、刻苦奮闘して、着実に工業、農業、国防及び科学技術の現代化を実現し、物質文明、政治文明、精神文明、社会文明及び生態文明の調和のとれた発展を推進し、我が国を豊かで強く、民主的、文明的な、調和のとれ、かつ、美しい社会主義現代化強国として建設し、中華民族

第 1 条第 1 項 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労働同盟を基礎とする人民民主独裁の社会主義国家である。

の偉大なる復興を実現する。

我が国では、搾取階級は階級としては既に消滅しているが、階級闘争はなお一定の範囲で長期にわたり存在するであろう。中国人民は、我が国の社会主義制度を敵視し、及び破壊する国内外の敵対勢力及び敵対分子と必ず闘争しなければならない。

1、中国共産党の 6 つの指導原理

中国共産党の 6 つの指導原理【25】は、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「3 つの代表」の重要思想、科学的発展観及び習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」である。

「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」という 2 つの指導原理は、「中国の特色のある社会主義という道に沿って、力を集中させて社会主義現代化建設をする」という「国の根本的任務」に対する根本的理論を付与したカール・マルクス（父は弁護士であった）と史上初の社会主義国家であるロシア・ソビエト連邦社会主義共和国を樹立し、指導者の地位に就いたウラジミール・レーニンの標榜する主義、並びに中華人民共和国建国の父である毛沢東主席の思想であり、当該主義・思想が中国の根本的思考を形成する。

「鄧小平理論」は、第 11 期三中全会で承認された改革開放（1978 年 12 月）を本質とするもので、それは第 14 期共産党大会（1992 年 10 月）で標榜された計画経済に代わる社会主義市場経済【26】を導く理論的基盤でもある。改革開放及び社会主義市場経済は、中国经济に資本主義的要素を大胆に導入することを可能にするための理論的基盤であるが、それは「人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持」という 3 つの堅持に端的に表現されるとおり、「人民民主独裁」及び「社会主義」の堅持とバランスのとれたものでなければならない。

²⁵ 中国憲法

第 1 条第 2 項 社会主義制度は、中華人民共和国の基礎となる制度である。中国共産党による指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である。いかなる組織又は個人も、社会主義制度を破壊することは、これを禁止する。

²⁶ 中国憲法 1993 年（第 2 回）改正前後の比較

改正前	改正後
第 15 条 <u>国家は、社会主義的公有制を基礎として、計画経済を実施する。</u>国家は、計画経済の総合的均衡及び市場調節の補助作用を通じて、国民経済の釣り合いの取れた調和的發展を保証する。 いかなる組織又は個人であれ、社会の経済秩序をかく乱し、国家の計画経済を破壊することは、これを禁止する。	第 15 条 <u>国は、社会主義市場経済を実行する。</u> 国は、経済立法を強化し、マクロコントロールを完全化する。 国は、法により、いかなる組織又は個人も社会経済秩序をかく乱することを禁止する。

「3つの代表」の重要思想は、江沢民元総書記が提唱したもので、中国共産党が先進的な生産力及び文化の 2 つを代表するとともに、最も広範な人民の根本的利益を代表するという思想である。中国憲法が述べるとおり、中国は「実質的にプロレタリア独裁」である「人民民主独裁」を標榜するから、中国共産党が伝統的に利益を代表するのは無資産階級（プロレタリアート）、すなわち都市部の労働者、農村部の農民のほか、人民解放軍の軍人であるが、改革開放（特に鄧小平氏の提唱する「先富論」）及び社会主義市場経済は、

- ① 私営企業（民営企業）の容認（1988 年の中国憲法第 1 回改正【27】）、
- ② 1990 年 11 月の上海証券取引所誕生、同年 12 月の深セン証券取引所誕生による上場市場の登場、
- ③ 有限責任会社及び株式会社の法律による組織法の整備（1993 年 12 月 29 日公布、1994 年 7 月 1 日施行の「中華人民共和國会社法」の誕生）、
- ④ 国有及び農民集団所有を内実とする公有制経済と私有／民営を内実とする非公有制経済の対等化（1999 年の中国憲法第 3 回改正【28】）、並びに、
- ⑤ 私有財産の中国憲法上の保障（資本主義との相対化。2004 年の中国憲法第 4 回改正【29】）及びこれを受けた旧「中華人民共和國物権法」の制定（2007 年 3 月 16 日公布、同年 10 月 1 日施行、2021 年 1 月 1 日廃止、「中華人民共和國民法典」「第 2 編 物権」に吸収統合）

により、多額の資産を有する多数の民営企業家を生み出したことから、彼らの利益も中国共産党が代表するとする理論的基盤がなければ問題である。当該問題は、「長期にわたり社会主義初級段階にある」中国における過渡期特有の問題であるかもしれない。「3つの代表」の重要思想は従前存在した潜在的な当該理論矛盾に解決の基盤を付与するものであり、その意味でまさに重要思想である。

「科学的発展観」は、胡錦濤前総書記が提唱したもので、改革開放（特に鄧小平氏の提唱

²⁷ 第 1 回中国憲法改正案（1988 年 4 月 12 日）第 1 条は「憲法第 11 条に次の規定を追加する。「国は、私営経済が、法律の定める範囲内で存在し、発展することを許可する。私営経済は、社会主義公有制経済の補充である。国は、私営経済の適法な権利及び利益を保護し、私営経済に対し、指導、監督及び管理を実行する。」と規定する。なお、現在の中国憲法第 11 条は次のとおりである。

第 11 条 法律所定の範囲内における個人経済、私営経済等の非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。

国は、個人経済、私営経済等の非公有制経済の適法な権利及び利益を保護する。国は、非公有制経済の発展を奨励し、支持し、及び誘導し、かつ、非公有制経済に対し法により監督及び管理を実行する。

²⁸ 第 1 回中国憲法改正案（1999 年 3 月 15 日）第 16 条及び第 4 回中国憲法改正案（2004 年 3 月 16 日）第 22 条（中国憲法第 11 条第 2 項改正）を経て、直前脚注で紹介する現在の中国憲法第 11 条となった。

²⁹ 第 4 回中国憲法改正案（2004 年 3 月 16 日）第 22 条は「憲法第 13 条の「国家は、公民の適法な収入、貯蓄、建物その他の適法な財産の所有権を保護する。」「国家は、法律の定めるところにより、公民の私有財産の相続権を保護する。」は、「公民の適法な私有財産は、侵害を受けない。」「国家は、法律の定めるところにより、公民の私有財産権及び相続権を保護する。」「国家は、公共利益の必要のため、法律の定めるところにより、公民の私有財産を収用し、又は使用し、かつ、補償を与えることができる。」に改正する。」と規定する。

する「先富論」）及び社会主義市場経済が生み出した格差の是正や環境に配慮した持続可能な発展を重視する「和谐社会（調和のとれた社会）」の概念にその価値観が集約される。

2、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想

習近平総書記によるこの新たな指導原理について、これが現役の総書記による指導原理であることから、なお流動的部分があるものの、メディアで報じられるその言葉を手掛かりに、中国憲法前文との関係でその内容を垣間見ようを試みる。

（1）「反腐敗」と「共同富裕」論について

中国憲法前文は「我が国では、搾取階級は階級としては既に消滅しているが、階級闘争はなお一定の範囲で長期にわたり存在するであろう」と書く。これはマルクスの文脈における階級闘争としての労働者を搾取する「搾取階級（＝悪しきブルジョアジーである資本家）」は「既に消滅している」が、改革開放（特に鄧小平氏の提唱する「先富論」）及び社会主義市場経済の陰の部分として、①権力を笠に着て、腐敗の産物である対価を貪る黨員、軍人及び官吏、並びに、②そうした腐敗の部分はなくとも、「先富論」の産物として巨万の富を得た民営企業家が当該富を独占し、社会主義的正義である本来的に国家の主役であるべき無資産階級に落伍者を出さないという思想を共有しない可能性がある。こうした弊害こそ「階級闘争はなお一定の範囲で長期にわたり存在するであろう」という予想の具体的意義であるかもしれない。

前者は、「虎も蠅も一緒に叩く（老虎蒼蠅一起打）」の言葉に体现されるとおり、大物（高位の黨員、軍人、及び官吏）であれ小物であれ、一切区別することなく、黨員について共産党検査規律委員会の調査を経て、党籍はく奪処分を含む厳格な処罰を科し、その後、刑事責任を含む法的責任を追及し、黨員以外について法的責任を追及する反腐敗政策による是正が 2012 年 11 月 15 日の習近平氏の総書記就任直後より試みられ、現在に至る。

後者は、近時注目を集める「共同富裕」であり、その概念そのものは鄧小平氏が提唱する「先富論」とセットで提唱されていたものである【30】。

中国語	日本語（仮訳）
一部分地区、一部分人可以先富起来，带动和幫助其他地区、其他的人，逐步达到共同富裕。 ——邓小平 1985 年 10 月 23 日会见美国时代公司组织的美国高级企业家代表团时说	<u>一部の地区、一部の人が先に豊かになり、その他の地区、その他の地域に手本を示し、助け、次第に共同富裕に達する。</u> —鄧小平が 1985 年 10 月 23 日にアメリカ Time 社が組織したアメリカ企業家代表団との会見時に述べた

30 鄧小平が 1985 年から 1986 年にかけて述べた次のような言葉が根拠である（出典：中国共産党新聞 <http://cpc.people.com.cn/GB/34136/2569304.html>）。

我们的政策是让一部分人、一部分地区先富起来，以带动和帮助落后的地区，先进地区帮助落后地区是一个义务。 ——邓小平 1986 年 3 月 28 日在会见新西兰总理朗伊时说 我的一贯主张是，让一部分人、一部分地区先富起来，大原则是共同富裕。一部分地区发展快一点，带动大部分地区，这是加速发展、达到共同富裕的捷径。 ——邓小平 1986 年 8 月 19 日・21 日在天津听取汇报和进行视察的过程中说	<u>私たちの政策は一部の人、一部の地区を先に豊かにし、もって遅れた地区に手本を示し、助ける。先進地区が遅れた地区を助けるのは義務である。</u> —鄧小平が 1986 年 3 月 28 日にニュージーランド総理であった（David Russell）Lange との会見時に述べた。 <u>私の一貫した主張は、一部の人、一部の地区を先に豊かにするというものであるが、大原則は共同富裕である。一部の地区は発展が少し早く、大部分の地区に手本を示す。これは発展を加速し、共同富裕に至る近道である。</u> —鄧小平が 1986 年 8 月 19 日乃至 21 日に天津で報告を聞き、視察を行う過程で述べた。
--	--

もっとも、大衆受けが良い「先富論」よりも、「先富論」を実現した暁に「共同富裕」を実現する方が 100 倍も 1000 倍も難しい。既に名目 GDP ベースでアメリカの約 4 分の 3 のレベルに達した中国経済を背景として、習近平総書記は満を持して「共同富裕」への歴史的転換を図ろうとするが、総書記在任中にそれが完全に実現されたとはまではいえなくとも、「共同富裕」への転換の大きな道筋をつけることができるとすれば、それこそが「人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持」するための王道であろう。

しかし、「先富論」の勝利者たちは、自分たちの繁栄を制限する「共同富裕」に全面賛成をしないかもしれない。面従腹背の者たちもいるだろう。したがって、「共同富裕」の実現は、国内における反対勢力をいかに統制するかという点にこそ重要性がある。このプロセスでは集団的指導で賛成、反対が分離する方式ではなく、1 人に指導者に権限集中を図る方式には道理がある。中国憲法の 2018 年の第 5 回改正で国家主席の任期撤廃を図ったことも【31】、こうした文脈で中国を理解しようとすれば、その正当性が理解できるかもしれない。

（2）外交姿勢の転換について

マルクス・レーニン主義及び毛沢東思想に基づく社会主義を標榜する中国では、「共同富裕」への転換までのあだ花的理論であったかもしれない「先富論」を推進する局面では、何

31 第 5 回中国憲法改正案第 45 条は「憲法第 79 条第 3 項「中華人民共和国の主席及び副主席の各期の任期は、全国人民代表大会の各期の任期と同一とし、2 期を超えて連続して職務に就任してはならない。」を「中華人民共和国の主席及び副主席の各期の任期は、全国人民代表大会の各期の任期と同一とする。」に改正する。」と規定する。

にもまして中国経済を成長させることこそが重要であったことから、時に外交政策も迎合的な姿勢を含む「韬光养晦（能ある鷹は爪を隠す）」³²を基調としてきた。しかし、中国経済が成長し、時は満ちたとして「共同富裕」への歴史的かつ社会主義における必然的な転換を果たそうとする局面では、国内における反対勢力の統制と同様、外国における反対勢力への対決こそ重要となる。つまり、「先富論」は資本主義経済と親和性を持ち、「共同富裕」は社会主義的平等主義と親和性を持つことから、後者への転換期において、日本を含む旧・西側諸国からの批判は必ず増大するからである。しかし、中国憲法前文は「中国人民は、我が国の社会主義制度を敵視し、及び破壊する国内外の敵対勢力及び敵対分子と必ず闘争しなければならない」と明記する。したがって、「共同富裕」の実現プロセスでは外交政策には迎合的傾向が極端に後退し、対決（闘争）的傾向が相対的に顕著になる。この現象面を評して、日本を含む旧・西側諸国のメディアは中国の外交姿勢を「韬光养晦」から「戦狼外交」へ転換したが、その大目的は「共同富裕」の実現という中国の本体的主役であるべき無資産階級の利益享受、そして社会主義的正義の実現にある以上、中国には妥協する余地がないのである。従前と比較すると、現在の大転換期において、中国憲法前文（後述のパラグラフの 4 / 4 参照）で述べる「独立自主の対外政策を堅持」する必要性が高まっている。

（３）「集団的人権思想 vs. キリスト教的天賦人権思想」、「社会主義的民主主義 vs. 西欧型民主主義」、及び「社会主義的法治 vs. 西欧型法治主義」

「韬光养晦」から「戦狼外交」への転換局面では、それまでは必ずしもスポットが当たることのなかった「欧米的価値観 vs. 中国的価値観」が最も先鋭に現れる思想上の相違が浮き彫りになっている。

① 「集団的人権思想 vs. キリスト教的天賦人権思想」

アメリカを中心とする旧・西側諸国は、中国を批判するためにキリスト教的天賦人権思想に立脚する人権を手段とすることが容易に予想される。実際、香港やウイグルに関して当該手法が採られる（ミャンマーやアフガニスタンなど中国以外の国家で人権問題が起きても無関心であるか関心が弱いのに、中国に関してだけ異常な執心を見せる）。しかし、根本的な人権思想に関して、

- (A) 個人の自由（日本憲法でいえば第 13 条の幸福追求権）を中核的価値とするキリスト教的思想（＝欧米的価値観）を体現する欧米諸国の天賦人権思想と、
- (B) アヘン戦争敗北に端を発する国家分裂による民族的苦難の歴史を背景として、二度と国家分裂を招来してはならないという民族的決意に基づき、（日本憲法的表現に言う）経済的自由であれ表現の自由を含む精神的自由であれ、それはアプリアリに付与されたものでは決してなく（天賦人権思想の否定）、国家及び社会の安定という最上位の集団的利益を保

³² 中国語の意味として、「韬」も「晦」もいずれも「隠す」という意味である。「韬」の目的語である「光」は「才能」を意味する。「養（養）」の目的語は示されないが、文意としては「徳」であり、ゆえに「养晦」は「引退して徳を養い時節を待つ」を意味する文語である。

護するため、中国共産党がその政策を通じて指導、決定し、その実現手段である法規範（法律、行政法規、部門規則、地方性法規、地方政府規則、司法解釈）を通じて規定される「公共の福祉」の前には、大幅な制約を免れることはできないとする集団的人権思想

は「欧米的価値観 vs. 中国的価値観」が最も先鋭に現れる思想上の相違であり、決して交わることの無い平行線を描く。

② 「社会主義的民主主義 vs. 西欧型民主主義」

アメリカを中心とする旧・西側諸国は、西欧型民主主義こそ正義であるという前提に立脚して、中国を非民主主義国家と批判する。しかし、アメリカ内部での国家的分断が浮き彫りになるなど西欧型民主主義こそ正義であるという論調は 20 世紀と比較して明らかに説得力が低下している。一方、中国の「社会主義的民主主義」の中核である民主集中制【33】は、民主的選挙を内実とする。それは確かに西欧型民主主義とは異なる制度であるが、その一事のみをもって批判するのは、中国が社会主義を標榜する国家であることそのものを批判するのと同義であり、「中国人民は、我が国の社会主義制度を敵視し、及び破壊する国内外の敵対勢力及び敵対分子と必ず闘争しなければならない」という不退転の結論が導かれる。

この点、中国は、最終決定権こそ指導政党である中国共産党が完全に掌握するが、重要な政策の決定プロセスでは日本を含む旧・西側諸国が真似することができないほどに慎重かつ熱心に地域別、職別等に細分化して、意見を徴求する。重要な法律を公布する前に、意見徴求稿を何度も発布して、10 万を超えるような意見収集のうえ、緻密に分析するために、当該法律の公布そのものが大幅遅延する例をよく見かけるが、あれこそが中国の社会主義的民主主義の最大の長所である。

習近平総書記が「中国には中国の民主主義がある」と発言する場合、中国憲法前文にある「社会主義的民主主義」と中国憲法第 2 条第 1 項が規定する「民主集中制」の基本的内実がわかっていなければ、その発言の真意もわからない。「社会主義的民主主義 vs. 西欧型民主主義」もまた「欧米的価値観 vs. 中国的価値観」が最も先鋭に現れる思想上の相違であり、決して交わることの無い平行線を描く。

33 中国憲法

第 2 条 中華人民共和国のすべての権力は、人民に属する。

人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会である。

人民は、法律の規定により、各種のルート及び形式を通じて、国の事務を管理し、経済及び文化事業を管理し、社会事務を管理する。

第 3 条 中華人民共和国の国家機構は、民主集中制の原則を実行する。

全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会は、すべて民主的選挙によって選出され、人民に対し責任を負い、人民の監督を受ける。

国の行政機関、監察機関、裁判機関及び検察機関は、いずれも人民代表大会によって組織され、人民代表大会に対し責任を負い、その監督を受ける。

中央及び地方の国家機構の職権に係る区分は、中央の統一的指導の下において地方の自主性、積極性を十分に発揮させるという原則を遵守する。

③ 「社会主義的法治 vs. 西欧型法治主義」

ドイツに系譜を有すると言われる西欧型法治主義は、第一に立憲主義 (constitutionalism) と結びつく。立憲主義の中核は、政府権限の行使を法律及び憲法により制限することにある。憲法及び法律により、(a)政府権限の範囲を制限し、(b)その行使の方法を規定し、これにより市民社会の自治を保護するのである。一方、法治主義は、イギリスに系譜を有すると言われる法の支配 (the rule of law) と結びつく。その重要性は、政府システムに関する限り、行政当局が常に法律にしたがって行動し、その政策及び行政実務は法律に基づかなければならないことにある。政策及び行政当局の決定は、法律の違反を理由として、裁判所で争えなければならないことから、司法の独立 (the independence of the judiciary) が法の支配の中核とされる。しかし、法の支配は上記(a)、(b)を内包することから、立憲主義と法の支配には相当なオーバーラップがあり【34】、ゆえに西欧型法治主義とも相当なオーバーラップがある。しかし、これらの法概念が共通して提唱するのは、結局、人治ではなく法治でなければならないことを強調する点である。

これに対して、中国憲法前文にある「社会主義的法治」は、2014 年 10 月の第 18 期四中全会で確認された「法による国家統治」【35】【36】とも共通する。当該法理は、指導政党である中国共产党が必要を認めれば、その政策に従い、全国人民代表大会が中国憲法の改正を行うことを当然に容認する。中国憲法前文（後述のパラグラフの 4 / 4 参照）に「この憲法は、中国の各民族人民の奮闘の成果を法の形式により確認し、国の基礎となる制度及び根本的な任務を定めており、国の根本法であり、最高の法的効力を有する。全国各民族人民、すべての国家機関及び武装勢力、各政党及び各社会团体、並びに各企業・事業組織は、いずれも必ず憲法を根本的な活動の準則とし、かつ、憲法の尊厳を守り、憲法の実施を保証するという責務を負わなければならない。」という文言があるが、この道理は揺るがない。西欧型法治主義からは「それは法治ではなく、人治である」との批判があり得る。しかし、結局、当該批判は、「社会主義的民主主義 vs. 西欧型民主主義」と同様に、「欧米的価値観 vs. 中国的価値観」が最も先鋭に現れる思想上の相違であり、決して交わることのない平行線を描く。

(4) 「中華民族の偉大なる復興」と「自力更生」

習近平総書記がしばしば言及する「中華民族の偉大なる復興」の実現もまた中国憲法前文で登場する。その内容は、中国憲法前文によれば、①「工業、農業、国防及び科学技術の現代化」の実現、②「物質文明、政治文明、精神文明、社会文明及び生態文明の調和のとれた発展」の推進、③「我が国を豊かで強く、民主的、文明的な、調和がとれ、かつ、美しい社

³⁴ Yash Ghai, 1999, Hong Kong's New Constitutional Order, 2nd edition, pp. 82-83, 及び p.266 参照。

³⁵ 中国憲法第 5 条に次の明文がある。

第 5 条 中華人民共和国は、法による国家統治を実行し、社会主義法治国家を建設する。

³⁶ 法による国家統治が習近平政権下の重要政策方針とすることが 2014 年の四中全会で確認されていることについて、<http://j.people.com.cn/n/2014/1024/c94474-8799449.html> 参照。コミュニケ全体について、http://japanese.china.org.cn/politics/txt/2014-12/02/content_34208656.htm 参照。

会主義現代化強国として建設」することの 3 つの内容から構成される。

中国がアヘン戦争の開始年から 109 年の苦難を経て建国し、1978 年 12 月に改革開放を開始した後も長い間、「韬光養晦（能ある鷹は爪を隠す）」政策を展開する雌伏の時を経て、「中華民族の偉大なる復興」を目指すことを大々的に宣言する現在、特に旧・西側諸国からは社会主義国家である中国に対する批判が高まることを予想したのか、毛沢東主席もよく言及した「自力更生」は、「韬光養晦（能ある鷹は爪を隠す）」政策を展開する雌伏の時とは異なり、旧・西側諸国に依存（外資利用）をする傾向を是正し、自力本願的決意を示すものとして理解される。

三、3/4 のパラフラフ

台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業を成し遂げることは、台湾の同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。

社会主義の建設という事業は、必ず労働者、農民及び知識分子に依拠し、結集可能なすべての力を結集させなければならない。長期にわたる革命、建設及び改革の過程で、中国共産党が指導し、各民主党派及び各人民団体が参加する、社会主義労働者、社会主義事業の建設者、社会主義を擁護する愛国者並びに祖国の統一を擁護し、及び中華民族の偉大なる復興に力を入れる愛国者のすべてを 1 つにまとめた広範な愛国統一戦線が、既に結成されている。この統一戦線は、引き続き強固となり、発展するであろう。中国人民政治協商会議は、広範な代表性を持つ統一戦線の組織として、これまで重要な歴史的役割を果たしてきたが、今後、国家の政治生活、社会生活及び対外的な友好活動において、また、社会主義現代化建設を進め、国家の統一と団結を守る闘いにおいて、より一層その重要な役割を果たしていくであろう。中国共産党の指導する多党合作及び政治協商制度は、長期にわたって存在し、発展するであろう。

中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で作りに上げた統一的多民族国家である。平等、団結、助け合い及び調和のとれた社会主義的民族関係は、既に確立されており、引き続き強化されるであろう。民族の団結を守る闘争の中では、大民族主義、主として大漢族主義に反対する必要がある、また、地方民族主義にも反対する必要がある。国家は、全力を尽くして全国各民族の共同の繁栄を促進する。

1、台湾に関する近時の標識問題

中国憲法前文は「台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業を成し遂げることは、台湾の同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。」と明記する。中国は「1 つの中国」の原則を重視し、台湾は中国の 1 つの省にすぎないという考えを徹底しており、これに反する考えは台湾独立派として敵視している。

その考えは、習近平政権下で一層の徹底が図られ、中国ビジネスとの関係では地図、商品、ホームページ等の表記問題として現れる。

中国・北京市当局は、セブニーイレブン・ジャパンの中国現地法人（セブニーイレブン北京）に対し、地図管理条例違反で 15 万元（約 270 万円）の行政罰である罰款（以下「罰金」という。）を科したことを明らかにした。ホームページ上の地図で台湾を独立国家として表示したほか、中国が領有権を主張する沖縄県・尖閣諸島や南シナ海の島々が地図に記載されていなかったなどとして 2021 年 12 月 21 日付で訂正を命じたものである【37】。

地図表記の問題では、2019 年 10 月 20 日付報道によると【38】、フランスの高級ファッションブランド「クリスチャン・ディオール」は事業発表の催しで台湾が明示されていなかった中国の地図を使用したとして中国政府への謝罪を表明した。同社は、LVMH グループの傘下にあるところ、同じ傘下の「ルイ・ヴィトン」、「ヘネシー」も同様に、「台湾が描かれていなかったのは従業員の不手際とし、中国の「主権と領土的な一体性」を支持」という姿勢をとるだろう。米国の衣料品小売り大手「ギャップ」が 2018 年 5 月、台湾を含めない中国の地図がほどこされた T シャツの問題で謝罪を示したのも同様の文脈で理解できる【39】【40】。

商品の原産地表記問題では、2018 年 5 月 23 日付報道【41】によると、中国の「無印良品」（無印良品（上海）商業有限公司）が、外装に「原産国：台湾」と印刷された商品を販売したとして、上海市当局から罰金 20 万元（約 340 万円）の行政処罰を受けた。2017 年 8 月、日本で包装されたスチール製の室内物干し約 120 個を輸入した際、外装に「MADE IN TAIWAN 原産国：台湾」と印刷されていたものを、そのまま中国国内の店舗やインターネットで販売した行為が、広告が国家の尊厳や利益に損害を与えてはならない、などとする「広告法」の規定に違反したとされる。⑤ ホームページ問題について、2018 年 6 月 18 日付け朝日新聞 DIGITAL の報道によると【42】、日本航空及び全日空は中国政府の要求に応じて、中国向けの中国語の簡体字サイトと香港向けの繁体字サイトで、目的地を検索する画面などで「中国台湾」という表記を導入したとされる。

本稿作成時の 2022 年 2 月 11 日に筆者が上海市市場监督管理局及び国家税務総署の関係者宛問い合わせをしたところ、いずれもそれぞれの管轄範囲にある原産地等の表示として「中国台湾」を（繁体字ではなく）簡体字で必ず表記すべきであるというアドバイスであった。

37 Jiji.com : <https://www.jiji.com/jc/article?k=2022010701125&g=int> 参照。

38 <https://www.cnn.co.jp/business/35144204.html> 参照。

39 <https://www.cnn.co.jp/business/35119200.html> 参照。

40 日本企業が関係する台湾以外の地図表記問題では、2018 年 1 月 30 日付け朝日新聞 DIGITAL の報道によると（<https://www.asahi.com/articles/ASL1Z52FSL1ZUHB100R.html> 参照）、無印良品が 2018 年 1 月に中国国内の店舗で配布したカタログの地図に、中国が領有権を主張する尖閣諸島（中国名・釣魚島）が掲載されていなかったなどとし、中国当局から注意を受けて廃棄している事案がある。

41 <https://www.asahi.com/articles/ASL5R64YRL5RUHB102G.html> 参照。

42 <https://www.asahi.com/articles/ASL6L63HYL6LUHB101M.html> 参照。

2、「民族の団結を守る闘争」

「中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で作り上げた統一的多民族国家である。平等、団結、助け合い及び調和のとれた社会主義的民族関係は、既に確立されており、引き続き強化されるであろう」とする。実際、中国は最大人口（90%以上）を誇る漢民族のほか、55 の少数民族が集う。「民族の団結を守る闘争」として「地方民族主義にも反対する必要がある」としつつ、「大民族主義」のうち「主として大漢族主義に反対する必要がある」と明記している点が興味深い。

なお、ある少数民族がある宗教を信奉することは中国で決して否定されることはないが、指導政党である中国共産党の指導よりも当該宗教の作法等を優先することは許されない。これはある意味で中国憲法が西欧型の立憲主義的意味において中国共産党を拘束するわけでは決してないのと同様の道理であり、中国において中国共産党の指導に優先する何ものかが存在することは許されない。この道理を踏まえない場合、指導による矯正が図られるという事態が生じ得る。

四、4／4 のパラグラフ

中国の革命、建設及び改革の成果は、世界人民の支持と切り離すことができない。中国の前途は、世界の前途と緊密につながっている。中国は、独立自主の対外政策を堅持し、主権及び領土の完全性の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平等互恵及び平和共存という 5 つの原則を堅持して、平和発展の道を堅持し、互恵・ウィンウィンの開放戦略を堅持し、各国との外交関係及び経済、文化交流を発展させ、人類運命共同体の構築を推進する。また、反帝国主義、反覇権主義及び反植民地主義を堅持し、世界各国の人民との団結を強化し、抑圧を受ける民族及び発展途上国による民族独立の獲得及び維持並びに民族経済発展のための正義の闘争を支持して、世界平和を維持保護し、及び人類の進歩を促進する事業のために努力する。

この憲法は、中国の各民族人民の奮闘の成果を法の形式により確認し、国の基礎となる制度及び根本的な任務を定めており、国の根本法であり、最高の法的効力を有する。全国の各民族人民、すべての国家機関及び武装勢力、各政党及び各社会団体、並びに各企業・事業組織は、いずれも必ず憲法を根本的な活動の準則とし、かつ、憲法の尊厳を守り、憲法の実施を保証するという責務を負わなければならない。

論者によって批判はあるだろうけれども、中国憲法前文は①「主権及び領土の完全性の相互尊重」、②「相互不可侵」、③「相互内政不干渉」、④「平等互恵」及び⑤「平和共存」という「5 つの原則」の堅持を表明し、「平和発展の道を堅持し、互恵・ウィンウィンの開放戦略を堅持し、各国との外交関係及び経済、文化交流を発展させ、人類運命共同体の構築を推進する」と宣言する。

同時に、自らが苦難の道を歩む原因となった「反帝国主義、反覇権主義及び反植民地主義」の堅持を表明し、「世界各国の人民との団結を強化し、抑圧を受ける民族及び発展途上国に

よる民族独立の獲得及び維持並びに民族経済発展のための正義の闘争を支持して、世界平和を維持保護し、及び人類の進歩を促進する事業のために努力する」と宣言する。

第三、終わりに

以上が中国憲法前文の簡易分析である。誤解のないように述べれば、本稿は中国的価値観が正義であり、欧米的価値観が誤っていると主張することを目的としない。あくまで中国がいかなる思考をする国家であるかを知ることこそ、中国ビジネスのみならず、日本が国家として孫子が述べる「知己知彼、百战不殆；不知彼而知己，一胜一负；不知彼、不知己，每战必殆（己を知り、相手を知らば、百戦危うからず。相手を知らず、己を知らば、一勝一敗となり、相手を知らず、己も知らなければ、全戦敗北となる）」の知恵を活かす唯一の道であることを強調することこそ本稿の目的である。色々と自らの価値観のみに依拠して批判する前に、真面目に中国という国家を理解しようと努力することが重要である。中国は既に日本を含む旧・西側諸国に対して徹底してその努力を行っているのである。

以上

筆者紹介：1990 年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年 弁護士登録。99 年 村尾龍雄法律事務所、2000 年 キャストコンサルティング（上海）、02 年 弁護士法人キャストを設立。中国事業のコンサルティングは 20 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、2007 年香港、2012 年ミャンマー、2013 年ベトナムに拠点を設立。2020 年合併に伴い、弁護士法人キャストグローバルに社名変更、キャストグローバルグループ創業パートナーCEO に就任。異なる 11 におよぶ専門家集団でワンストップサービスの提供を実現する。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を 2 度受賞。

表紙写真：遼寧省本溪市でのクリーン・コール・テクノロジープロジェクト（2010 年事業開発等融資案件）

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>

株式会社国際協力銀行 北京代表処
北川 善彦

